



サービス等生産性向上IT導入支援事業

通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠

デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)

商流一括インボイス対応類型

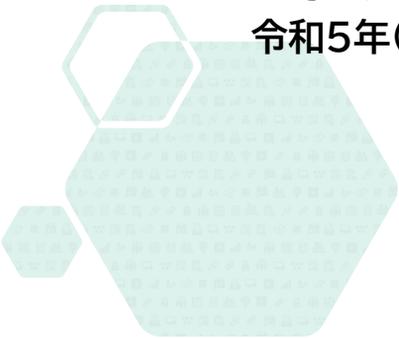
共通



ITツール登録の手引き

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局

令和5年(2023年)3月6日策定



IT導入補助金2023

目次

1. はじめに

IT導入支援事業者の皆様へおねがい	5
-------------------	---

2. ITツールの登録要件

ITツール登録の注意点	7
ITツールの先行登録申請について	8
ITツールの2つ目以降の登録	8
申請から登録までの流れ	9
カテゴリー別の登録	10
カテゴリー1ソフトウェア登録時のプロセスの選択	11
通常枠(A・B類型)で対象となるITツールについて	12
デジタル化基盤導入類型で対象となるITツールについて	13
大分類Ⅳ ハードウェアの対象要件について	14
大分類Ⅳ ハードウェアのITツール登録について	15
ECサイト制作の特例	18
商流一括インボイス対応類型で対象となるITツールについて	19
サイバーセキュリティお助け隊サービスについて	22
ITツール対象・対象外早見表	23

3. ITツールの価格の登録

大分類Ⅰソフトウェア 価格の申告	28
パッケージソフトウェア・SaaSタイプの入力例	29
ECサイトの入力例	31
大分類Ⅱオプション 価格の申告	32
大分類Ⅲ役務 価格の申告	33
役務の入力例	34
大分類Ⅳハードウェア 価格の申告	35
ハードウェアの入力例	36
大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告	37
サイバーセキュリティお助け隊サービスの入力例	38
申請価格理由書について	39

4. ITツールの登録フロー

登録フロー	41
ステータス	42
事務局との連絡	42
情報変更	43
ITツール入力項目表	44

Point !

本紙の使い方

- ・目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。
- ・キーボードのCtrl+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。

目次

5. ITツールと交付申請の関係

交付申請 通常枠A類型	46
交付申請 通常枠B類型	47
交付申請 デジタル化基盤導入類型	48
交付申請 商流一括インボイス対応類型	49
交付申請 セキュリティ対策推進枠	50

6. ITツールと実績報告の関係

実績報告においての注意事項	52
---------------	----

7. ITツール入力画面イメージ

IT事業者ポータル画面イメージ	54
大分類Ⅰソフトウェアの入力画面イメージ	55
大分類Ⅱオプションの入力画面イメージ	63
大分類Ⅲ役務の入力画面イメージ	67
大分類Ⅳハードウェアの入力画面イメージ	70
大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ	73

8. 別表

業種・プロセス一覧	78
お問合せ先	82

Point !

本紙の使い方

- ・目次のページ数の部分はアンカーリンクになっています。クリックすると該当ページへ飛ぶことができます。
- ・キーボードのCtrl+Fを押すことにより任意のテキストで検索することが可能です。



1. はじめに

1. IT導入支援事業者の皆様へおねがい



1. はじめに

▶ 1-1 IT導入支援事業者の皆様へおねがい

1. 本書について

本書は  [ITツール登録要領](#)を補足するものとして発行しています。ITツールの申請を行う際は必ず  [ITツール登録要領](#)を熟読してください。

2. ITツールの広報・宣伝の範囲について

ITツールの登録が完了していない段階で、自社のホームページ等においてIT導入補助金の登録ITツールであると宣伝を行うことを禁じます。また、登録後においても、以下の「NG例」にあげるような誤解を与える表現を用いることは認められません。

OK例 “IT導入補助金 登録ITツール”

NG例 “経済産業省 推奨ITツール”

3. 申請はわかりやすい内容であること、正しい情報であること

ITツールを登録する際に提出する情報は、第三者が見てもわかる内容・資料を提出してください。営業資料等で利用する抽象的な表現が多い資料の場合、適切な判断が出せず、審査の長期化を招きます。

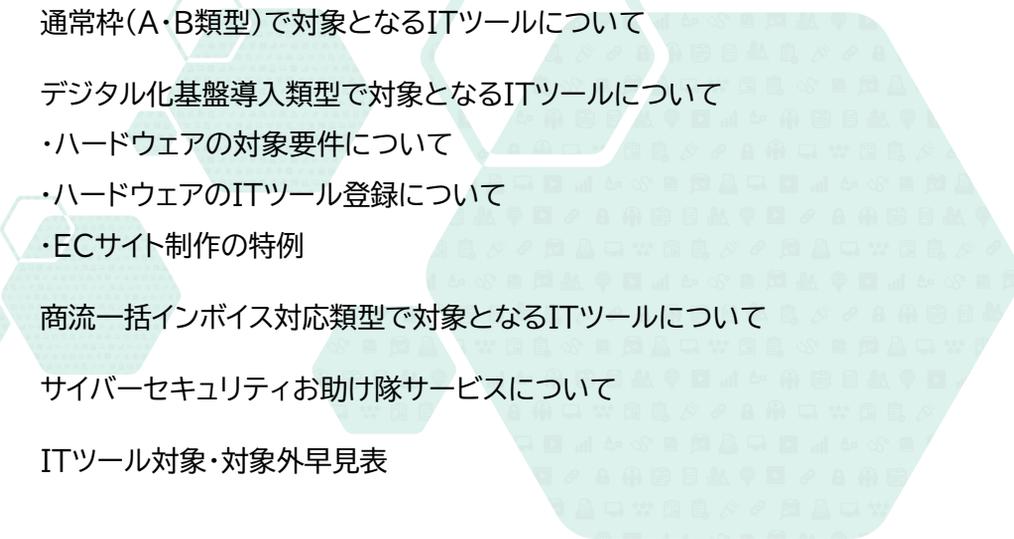
4. 不正な内容や虚偽申告が行われた場合

補助対象外経費が含まれたITツールを登録し、補助金の交付を受けた場合は、補助金の受給後であっても返還の対象となります。

IT導入支援事業者の皆様におかれましては、 [ITツール登録要領](#)と本紙をよくお読みになり、申請を行ってください。



2. ITツールの登録要件

1. ITツール登録の注意点
 2. ITツールの先行登録申請について
 3. ITツールの2つ目以降の登録
 4. 申請から登録までの流れ
 5. カテゴリー別の登録
 6. カテゴリー1ソフトウェア登録時のプロセスの選択
 7. 通常枠(A・B類型)で対象となるITツールについて
 8. デジタル化基盤導入類型で対象となるITツールについて
 - ・ハードウェアの対象要件について
 - ・ハードウェアのITツール登録について
 - ・ECサイト制作の特例
 9. 商流一括インボイス対応類型で対象となるITツールについて
 10. サイバーセキュリティお助け隊サービスについて
 11. ITツール対象・対象外早見表
- 

2. ITツールの登録要件

▶ 2-1 ITツール登録の注意点

ITツールの登録において、特に重要な注意点をあげています。ITツール登録の際には十分お気をつけください。



コンソーシアム幹事社は、構成員が登録するITツールの内容を把握・管理してください

ITツールの登録内容に疑問点があった場合、事務局から通信欄でお尋ねする場合があります。その際には幹事社の方へご連絡をする場合もありますので、ITツールの申請内容については幹事者の方も把握・情報管理をお願いします。



わかりやすい資料を添付してください

ITツールが保有するプロセス、機能、仕様、価格がわかる資料を添付してください。
顧客への提案資料等、曖昧な表現で内容が分かりづらいものは不可です。
資料よりITツールの内容が十分に確認できない場合は差し戻しとなります。



ソフトウェアのITツールに役務やオプションなどを混在させないでください

1つのソフトウェアにつき、1つのITツールで登録してください。※1
本補助金のITツール登録制度は、ソフトウェアやオプションなどを**個別に登録し、交付申請の際に申請者に合わせてITツールを選択する方式**になっています。

オプション製品や役務などをソフトウェアの登録に混合させず、用意されている適切なカテゴリーに分けて登録をしてください。

何かしらの理由で一式で登録したい場合は事前に事務局へご相談ください。

事前のご相談なく一つのソフトウェア以外ものが混在した状態でITツールの登録がされ、交付決定を受け、後にその内容が判明した場合、実績報告の際に交付決定を受けたITツールと、導入したITツールの一致確認ができず、その結果、補助金のお支払いが出来ない場合もあります。

※1 カテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスを除きます。

詳細は[2-10サイバーセキュリティお助け隊サービスについて](#)を参照ください。

▶ 2-2 ITツールの先行登録申請について

ITツールの先行登録(1つ目のITツール登録)は、IT導入支援事業者の登録申請時に行っていただきます。

先行登録申請は、

大分類Ⅰカテゴリー1ソフトウェア

大分類Ⅴカテゴリー10サイバーセキュリティ

お助け隊サービス

のいずれかのITツールを申請してください。

IT導入支援事業者登録申請時には、「事業者情報」、「ITツール情報」の2項目の入力をしてください。

※ コンソーシアムとして登録を行う場合は、上記2項目に加えて、コンソーシアム構成員1者の情報入力も必要になります。

※ ITツールは自社で取り扱う代表的なITツールを申請してください。

※ カテゴリー1ソフトウェアを申請する場合、汎用プロセス汎P-07のみを保有するソフトウェアは先行登録で申請することはできません。

※ IT導入支援事業者の申請に関しては、[IT導入支援事業者登録要領](#)をご確認ください。

※ ITツールのカテゴリー1ソフトウェアとカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスの登録要件は、[ITツール登録要領](#)をご確認ください。



注意

先行登録のITツールに不備があり、差し戻しとなった場合、ITツール情報を修正後、上記の「申請情報確認画面」から登録申請ボタンをクリックされるまでは再申請が完了しませんのでお気をつけください。

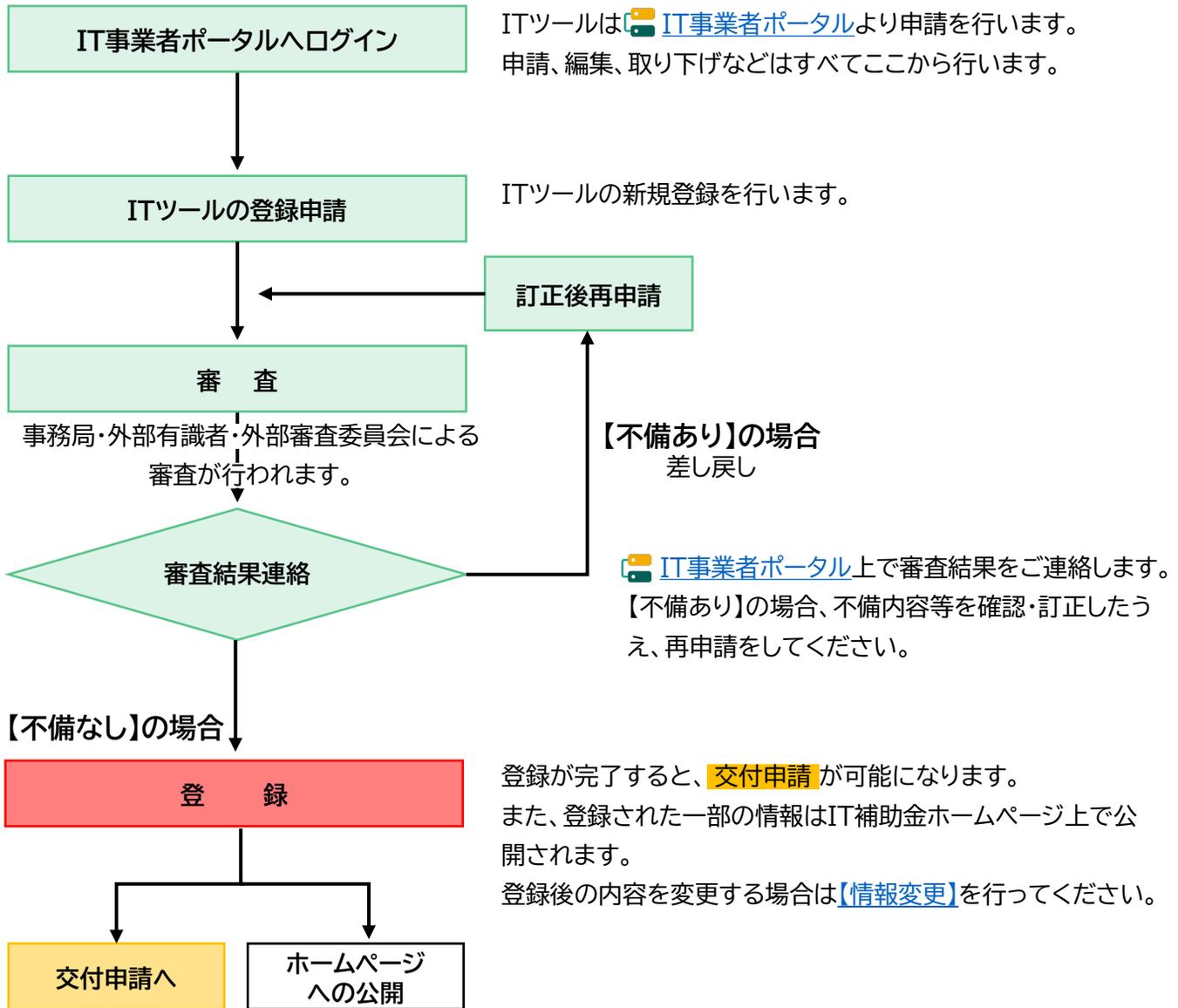
▶ 2-3 ITツールの2つ目以降の登録

IT導入支援事業者として採択されたあとに、2つ目以降のITツールの登録が可能になります。

交付申請の予定があるITツールを申請してください。

▶ 2-4 申請から登録までの流れ

ITツールの申請から登録までの流れは以下のようになります。



申請されたITツールは事務局・外部有識者・外部審査委員会の評価を経て正式に登録されます。ITツールの審査結果が出るまでの目安は受付日から最短で2営業日程度、最長で10営業日程度です。審査が終わり次第、順次 [IT事業者ポータル](#)上でお知らせします。



IT事業者ポータルURL
<https://portal.it-hojo.jp/r4/portal>

※パスワードを忘れた場合は「パスワードをお忘れの方はこちらから」にお進みいただきパスワードの再設定を行ってください。

▶ 2-5 カテゴリー別の登録

5つの大分類に区分され、10のカテゴリーに分かれます。交付申請を行う予定のソフトウェアと、その関連経費をITツールとして事前に申請し、審査を経て事務局に登録していただく必要があります。

登録済となったITツールのみが、交付申請を行うことができます。

また、交付申請では類型毎に申請できるITツールが異なりますのでご注意ください。

大分類Ⅰ ソフトウェア



カテゴリー1 ソフトウェア

1つの製品に対し、1つのITツールの登録を行います。

他のソフトウェア及びオプション、役務、ハードウェアと一緒に登録することはできません。

※商流一括インボイス対応類型についてはITツール登録後、情報変更にて対応ITツールであることの申告を追加で行う必要があります。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

商流一括インボイス対応類型

大分類Ⅱ オプション



カテゴリー2 機能拡張 / カテゴリー3 データ連携ツール / カテゴリー4 セキュリティ

ソフトウェアの機能を拡張する目的のものや、セキュリティを確立するための補足的機能のアプリケーションはオプションに登録してください。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

大分類Ⅲ 役務



カテゴリー5 導入コンサルティング / カテゴリー6 導入設定・マニュアル作成・導入研修 カテゴリー7 保守サポート

ソフトウェアの導入に伴って必要となる導入設定費用や、導入後のサポート費などは役務に登録してください。

通常枠(A・B類型)

デジタル化基盤導入類型

大分類Ⅳ ハードウェア



カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機 / カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOS・券売機

大分類Ⅰソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のうちいずれか1つ以上の機能が保有されるもの)の導入と合わせて購入する場合に限り、種類を限定的に対象となるハードウェア。

デジタル化基盤導入類型

大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス



カテゴリー10 サイバーセキュリティお助け隊サービス

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービス。

セキュリティ対策推進枠

▶ 2-6 カテゴリー1 ソフトウェア登録時のプロセスの選択

カテゴリー1 ソフトウェアは  [ITツール登録要領](#)にて定義するプロセス(業務プロセスまたは汎用プロセス)の中からいずれか1つ以上に該当するソフトウェアが登録の対象となります。

	種別	Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収
		共P-03	供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
汎用プロセス		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール (業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア)

※ 先行登録申請のITツールは、汎P-07のみでは申請できません。

※ [8-1 業種・プロセス一覧](#) に詳細なプロセス一覧が掲載されています。
必ず内容を確認いただいた上で適切なプロセスを選択してください。

プロセスには、「業務プロセス」と「汎用プロセス」の2種類があります。

業務プロセスとはソフトウェアが保有する機能を導入することによって、特定の業務の労働生産性が向上するまたは効率化される工程のことを指します。

汎用プロセスとは業種・業務に限定されず、業務プロセスと一緒に導入することで更に労働生産性を向上させる専用ソフトウェアを指します。

詳細な要件は  [ITツール登録要領](#)をご確認ください。

▶ 2-7 通常枠(A・B類型)で対象となるITツールについて

通常枠(A・B類型)の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助等することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とします。

通常枠(A・B類型)で申請できるITツールのカテゴリーは、

大分類Ⅰソフトウェア(カテゴリー1)

大分類Ⅱオプション(カテゴリー2~4)

大分類Ⅲ役務(カテゴリー5~7)

になります。



大分類Ⅰ ソフトウェアの登録要件について

1.  **ITツール登録要領**にて定義するプロセスの中から1つ以上に該当すること。プロセスには業務プロセスと汎用プロセスがあります。
2. 1つのプロセスの中で幅広く業務をカバーするソフトウェアであること。
3. 「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始されていること。
4. 保有する機能を説明する資料を提出すること。
5. 先行登録申請のITツールは、業務プロセスを有するソフトウェアでなければならず、汎用プロセス汎P-07のみを保有するソフトウェアは申請することができない。
6. 業務プロセスと汎用プロセスは同時に選択することはできない。



大分類Ⅱ オプションの対象要件について

1. 大分類Ⅰソフトウェアの機能を拡張するもの。
2. 大分類Ⅰソフトウェアのデータソースからデータを受け取り、システム間でデータを相互に共有・活用ができるように連携・同期を行うもの。
3. 大分類Ⅰソフトウェアを安全に使用するために講ずるセキュリティ対策費用。



大分類Ⅲ 役務の対象要件について

1. 交付決定後に発生するITツールの導入に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサルティング費用。
2. 大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプションのインストール作業や動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用、操作指導等の教育費用やマニュアル作成費用等。
3. 大分類Ⅰソフトウェア、大分類Ⅱオプションの保守費用全般。
4. 買取製品の大分類Ⅰソフトウェアに対する保守費用は最大2年分が補助対象。
5. 月額・年額で使用料金が定められている形態(サブスクリプション販売形式等)の大分類Ⅰソフトウェアに対する保守費用は、申請するソフトウェアの利用期間の範囲内で最大2年分が補助対象。

▶ 2-8 デジタル化基盤導入類型で対象となるITツールについて

デジタル化基盤導入枠の概要

「デジタル化基盤導入類型」及び「複数社連携IT導入類型」の2類型を設け、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともにインボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、「通常枠」よりも補助率を引き上げて優先的に支援します。

デジタル化基盤導入類型で申請できるITツールのカテゴリーは、

大分類Ⅰソフトウェア(カテゴリー1)

大分類Ⅱオプション(カテゴリー2~4)

大分類Ⅲ役務(カテゴリー5~7)

大分類Ⅳハードウェア(カテゴリー8~9)

になります。



大分類Ⅰ ソフトウェアの登録要件について

1. “会計・受発注・決済・EC”の4つの機能のいずれかを保有するソフトウェアであること。
具体的には以下のようなソフトウェアが該当します。

会計機能……共P-04に含まれる仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、試算表や財務三表(B/S,P/L,C/F)の作成機能が含まれるソフトウェア

受発注機能……共P-02に含まれる、売り手側機能では売上請求管理、売掛・回収管理や電子記録債権、手形管理機能、買い手側機能では仕入管理(仕入明細)、買掛・支払管理等の機能が含まれるソフトウェア

決済機能……共P-02に含まれるPOSレジシステム等の決済機能や、商品売買に伴い金銭のやり取りによって債権債務を解消させる機能が含まれるソフトウェア

EC機能……共P-02に含まれるWEBサイト上で商品を販売する電子商取引の機能が含まれるウェブサイト

2. プロセス数の要件はありません。

通常枠(A・B類型)に設けられているプロセスの数の要件はデジタル化基盤導入類型にはありません。



大分類Ⅱ オプションの対象要件について

通常枠(A・B類型)と同様。



大分類Ⅲ 役務の対象要件について

通常枠(A・B類型)と同様。それに合わせて、大分類ⅣハードウェアのITツールのインストール作業や動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用、操作指導等の教育費用やマニュアル作成費用等

大分類Ⅳ ハードウェアの対象要件について

ハードウェアには2つのカテゴリーが用意されています。

1. カテゴリー8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機

大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を含む)とあわせて導入する場合に限り、PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機の購入費用及びこれらにかかる運搬費がデジタル化基盤導入類型において対象となります。

事前登録は不要です。交付申請の際に数量、金額を申請してください。

運搬費が発生する場合はハードウェア本体価格と合算して申請してください。

POSレジ以外の用途で使用するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機が対象となるのでご注意ください。

2. カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

大分類Ⅰ カテゴリー1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPOS専用機、PC・タブレット(いわゆるモバイルPOSレジとして利用する為の汎用PC機器)、券売機の購入費用が対象となります。

POSレジ機器ごとにITツール登録が必要です。また、付属品がある場合も事前に申告が必須です。交付申請の際には、本体と付属品の合計金額を申請してください。

【タブレットの例】

同じタブレットでも利用目的でカテゴリーが異なります。



POSレジとして使用しない
汎用機器

||

カテゴリー8



POSレジとして使用する
汎用機器

||

カテゴリー9

カテゴリー8, カテゴリー9ともに、
“会計・受発注・決済・EC”のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せ
導入するハードウェアであること。



大分類Ⅳ ハードウェアのITツール登録について

POSレジの種類は3つ用意されています。

- ▶ POSレジ(POS専用機をPOSレジとして使用する)
- ▶ モバイルPOSレジ(汎用PCやタブレットをPOSレジとして使用する)
- ▶ 券売機(券売機として使用する)

1. 製品が最も当てはまるものを1つを選択してください。

2. POSレジの申請の場合

POS専用機を申請する場合、本体機器の型番ごとに申請を行ってください。

- ITツール登録時と同型番の機器を導入していることを、実績報告の際に確認します。
- 同じ機器で複数のカラー展開がある場合は、カラーごとではなく1つのITツールとして登録してください。
- 本体機器の型番が確認できる資料を提出してください。
- 同じ型番の機器が、設定によって券売機としても利用が可能である場合、「POSレジの種類」の「POSレジ」「券売機」それぞれ両方に申請を行ってください。

3. モバイルPOSレジの申請の場合

汎用PCやタブレットをPOSレジとして利用するモバイルPOSレジを申請する場合、汎用機器の種類ごとに別々のITツールで申請を行ってください。

- パソコン型モバイルPOSレジ、タブレット型モバイルPOSレジ等を1つずつを登録してください。PCやタブレットの製品名、型番、OSの種類の違い、端末型番ごとの申請は不要です。(実績報告時には、ITツールの登録内容との整合性を確認します。パソコン型モバイルPOSレジで登録・交付決定を受けたものを、タブレット型モバイルPOSレジに変更することは不可です。)
- パソコン型・タブレット型ともに、モバイルPOSレジとして取り扱う製品一覧、価格表一覧を提出してください。(実績報告時には、ITツール登録時に事前に資料が提出され、審査を通った経費であるかを確認します。)

4. 券売機の申請の場合

券売機を申請する場合、本体機器の型番ごとに申請を行ってください。

- 実績報告時には、ITツール登録時と同型番の機器を導入しているかを確認します。
- 同じ機器で複数のカラー展開がある場合は、カラーごとではなく1つのITツールとして登録してください。
- 本体機器の型番が確認できる資料を提出してください。
- 同じ型番の機器が、設定によってPOSレジとしても利用が可能である場合、「POSレジの種類」の「POSレジ」「券売機」それぞれ両方に申請を行ってください。



大分類Ⅳ ハードウェアのITツール登録について(つづき)

5. カテゴリー9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の別売り付属品について

下記に列挙する別売り付属品はPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機と合わせて導入する場合に限り補助対象となります。

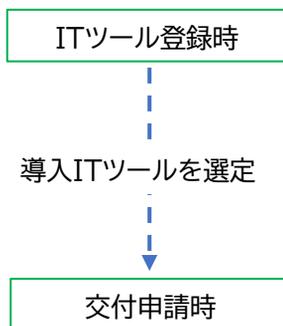
(a)キャッシュドロフ、(b)カスタマーディスプレイ、(c)レシートプリンタ、(d)自動釣銭機
(e)カードリーダー、(f)バーコードリーダー・QRコードリーダー、(g)Wi-Fiルータ、(h)運搬費

- 付属品のみをITツール登録することはできません。必ずPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機として使用する本体機器と合わせて申請してください。※[価格の申告](#)を参照。
 - POSレジや券売機の本体機器にレシートプリンタやカードリーダー等の機能が内蔵されている場合や、セット販売（別売りではない）の場合は別売り付属品の申告は不要です。
 - POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機とその関連品をセットで販売する場合、その中に消耗品等の対象外経費が混在している場合は一式が補助対象外となり申請は出来ません。補助対象経費と補助対象外経費は切り分けられていることが必要です。
 - POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を登録する際に申告された別売り付属品のみが交付申請で申請することができます。
6. 交付申請時では、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の機器1つに対し、同じ種類の別売り付属品は1つのみが補助対象となります。

例：POSレジ本体機器1つに対してカスタマーディスプレイを2つは申請できない。

POSレジ本体機器1つに対してキャッシュドロフを2つは申請できない。

合わせて販売(導入)予定の付属品を **選択**



別売り付属品	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドロフ	<input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ
	<input type="checkbox"/> レシートプリンタ	<input checked="" type="checkbox"/> 自動釣銭機 <input type="checkbox"/> カードリーダー
	<input type="checkbox"/> バーコードリーダー・QRコードリーダー	<input type="checkbox"/> Wi-Fiルータ
	<input type="checkbox"/> 運搬費	

ITツール登録時に付属品として申告していない付属品は交付申請できません

別売り付属品	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドロフ	<input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ
	<input type="checkbox"/> レシートプリンタ	<input checked="" type="checkbox"/> 自動釣銭機 <input type="checkbox"/> カードリーダー
	<input type="checkbox"/> バーコードリーダー・QRコードリーダー	<input type="checkbox"/> Wi-Fiルータ
	<input type="checkbox"/> 運搬費	

X



大分類Ⅳ ハードウェアのITツール登録について(つづき)

7. ITツールの登録時に取り扱うPOSレジ本体および付属品の機能、単価を確認できるすべての資料を提出すること。

- 提出する資料と、ITツールの入力項目の「価格設定の内訳」の内容は一致するようにしてください。
- 「価格設定の内訳」には本体機器の型番を明記してください。※モバイルPOSレジは不要
※[価格の申告](#)を参照。

提出する価格資料の例

本体機器の価格資料について、本体機器と付属品それぞれの単価が確認出来る内容としてください。本体機器価格は、パーツ毎や構成ではなく、稼働に必要な一式の価格としてください。

例：ITツールの標準販売価格（税抜）570,000 円 の場合

価格設定の内訳：POS本体機器（型番POSXXX） 500,000円
 キャッシュドロア 20,000円
 レシートプリンタ 50,000円

製品価格表

商品名	区分	機種/型式	価格
POSXXX	本体	A-000	500,000
KSHXXX	付属品	キャッシュドロア	20,000
RPXXX	付属品	レシートプリンタ	50,000

「価格設定の内訳」と内容が一致。
 本体機器、付属品の単価が明確で、型番の明記がされている。

製品価格表

商品名	数量	項目	価格
POSXXX	1	パーツA	200,000
POSXXX	1	パーツB	150,000
POSXXX	1	パーツC	150,000
POSXXX	1	パーツD	100,000
付属品	1	パーツE	10,000
付属品	1	パーツF	50,000
付属品	1	パーツG	10,000

どれが稼働に必須なPOS本体費用なのか不明瞭で、付属品の内容が不明。
 「価格設定の内訳」との一致が確認できません。



実績報告に提出される請求明細書とITツール情報を確認します

ITツール登録時において事前に申告されている製品でなければ補助対象となりません。導入する可能性がある付属品は必ず資料と合わせて申告をしてください。



ECサイト制作の特例

ECサイトはスクラッチ開発のため、通常枠(A・B類型)セキュリティ対策推進枠においては補助対象外となりますが、令和5年(2023年)10月1日より施行される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応する取り組みを支援する目的でデジタル化基盤導入類型においては補助対象となります。

1. 大分類 I カテゴリー1ソフトウェアに登録。
制作する1つのECサイトを1つのITツールとして登録してください(1ECサイト=1ITツール)。
交付申請の際に数量3とした場合、ECサイトを3つ制作することになるので注意してください。
(1サイトとは同一サイト内で、同一テーマで運営されるEC機能が実装されたウェブサイトです。)
2. 新たにECサイトを制作する場合が対象。
既存のホームページをリニューアルすることで新たにEC機能を実装する場合、新規で導入された部分のみが対象となります。既存のECサイトのデザインをリニューアルするのみで、電子決済機能が新たに導入されない場合は対象外となります。
3. モール出店形式について。
ショッピングモールへの出店については、新規出店の場合のみであり、ショップサイトの制作を伴うものに限り対象となります。商品の出品のみや出店済みのサイトのリニューアル等は対象外となります。
4. ECサイトの価格登録について。
ECサイトの価格の申告は、制作費用とCMS・カート利用料を一つのITツールにまとめて登録してください。(例:制作にかかる制作請負費用をソフトウェア価格欄へ設定、CMS利用料/カート利用料をライセンス価格に設定。 ※詳しくは [ECサイトの入力例](#) を参照。)
5. サブスクリプション形式のCMS利用料について。
交付申請においては、サブスクリプション形式のCMS利用料/カート利用料は最大2年分申請することができます。ただし、CMS利用料の契約・支払いがIT導入支援事業者と補助事業者の間で取り交わされる場合のみが補助対象です。
6. 実績報告の際に成果物(URL、キャプチャ)の提出が必要。
実績報告の際に、IT導入支援事業者によって制作され、補助事業者へ納品されたECサイトの成果物(URL、管理画面の画面キャプチャ等)が確認できるものを提出してください。
BtoB向けECサイトなどでID・PW等がなければサイト内を確認できないものは、テストID・PWを発行してください。
事務局の検査により以下の要件をいずれか1つでも満たしていないと判断した場合、ITツールの導入が完了していないとみなし、補助対象外(交付決定取消)となります。
 - a. 電子決済機能(クレジットカード・デビットカード・キャリア決済等)が実装されていない場合(銀行振込・代引き決済のみは不可)。
 - b. SSL(Secure Socket Layer)や TLS(Transport Layer Security)を用いたHTTPS通信が導入されていない場合。
 - c. 納品がすべて完了していない場合(制作途中のもの)。
 - d. 交付決定前・契約前に制作がされたもの、または着手されたサイトの場合。

▶ 2-9 商流一括インボイス対応類型で対象となるITツールについて

本事業では、取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを供与する場合に、その導入費用の一部を支援することにより、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上及びインボイス制度への対応を促進することを目的としています。



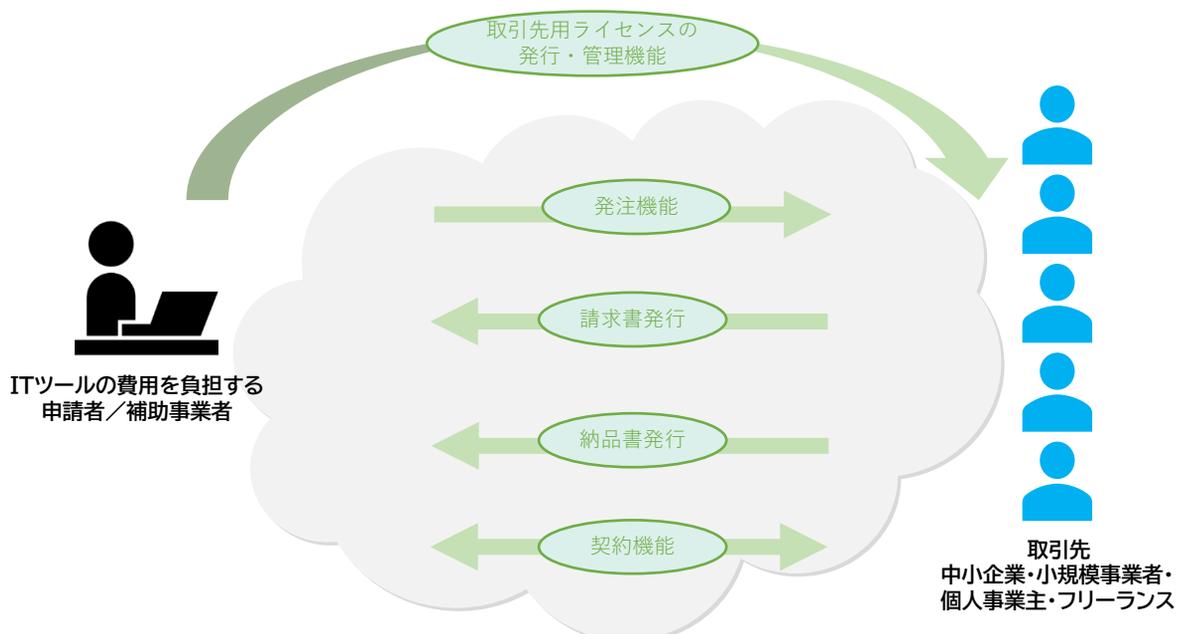
商流一括インボイス対応類型の対象となるITツールの要件について

“会計・受発注・決済・EC”の4つの機能のうち、受発注機能を有するソフトウェアであり、かつ、以下の要件をすべて満たす必要があります。

1. インボイス制度に対応した受発注の機能を有すること。
2. 取引関係における発注者側としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注者側に対して受注者側のアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するクラウド型のソフトウェアであること。また、発注者側のアカウントと受注者側のアカウントで機能が明確に分かれており、発注者側の機能には、発行した受注者側のアカウントとその利用者の状況が管理できる機能を有すること。
3. 発注者側が受注者側との取引内容を一元管理(契約・発注、請求等)できる機能を有すること。(例: 契約管理、案件管理、業務進捗管理機能、請求管理、発注管理、プロジェクト管理、タレントマネジメント機能、委託先評価機能など)
4. 発注者側が受注者側の適格請求書発行事業者登録番号(インボイス管理番号)を管理する機能を有すること
5. 受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないこと。(発行することの出来る受注者側のアカウントの上限数が定められていること)

対象となるITツールのイメージ

発注側・受注側は同じソフトウェアを利用し、そのソフトウェア上で請求書や契約書等の取引を一元管理することができる。



商流一括インボイス対応タイプのITツールを登録する場合、まず、カテゴリ1ソフトウェアとして登録する必要があります。(「受発注」の機能を有する必要あり)
 カテゴリ1ソフトウェアとして登録が済んでいない方は、まずは登録した上で、以下の内容をご確認ください。(カテゴリ1ソフトウェアの登録方法は [2-5 カテゴリ別の登録](#) 参照)

情報変更申請画面について

登録済のITツールには、ITツール検索画面にて情報変更(申請あり)ボタンが表示されます。

ITツール検索							
検索条件			検索結果				
検索結果: 1-4件(4件中)							
<p>事業者メインメニューの左/ ● 緑色... 確定済からITツール検索申請があります。内容を確認の上、事務局に申請してください。 ● 黄色... 経費により提出されたITツールについて再訂正申請があります。 ● 修正の上、事務局に再申請をしてください。</p> <p>掲載者の左/ ● 緑色... 確定済(弊社掲載からの申請を待ち)が作成したITツールについて事業者が確認ができます。 ● 黄色... 確定済(弊社掲載からの申請を待ち)より提出されたITツールについて再訂正申請があります。 ● 修正の上、事務局に再申請をしてください。※訂正が可能なのは登録後のみです。</p> <p>【操作ボタンについて】 ● ITツールのステータスにより表示されるボタンが異なります。 ● 申請済みに利用されているITツールは情報変更(申請あり)ができる状態に制限があります。 ● 交付申請に利用されているITツールは取り下げを行うことができます。 ● 交付申請に利用されているITツールは取り下げを行うことができます。 ● 操作ボタンが黄色は、コンソーシアムの掲載員より特許社に対して承認依頼がされている状態でその中で内容を確認いただき承認を行ってください。</p>							
No.	ITツールNo.	ITツール 管理コード	ITツール名	カテゴリ	ステータス/ 掲載済申請 ステータス	最終更新日	操作
1	TL04-0002676	ソフト001	ソフトウェアA	ソフトウェア	登録済	2023/03/31	詳細 情報変更 (申請済み) 情報変更 (申請あり) コピー
2	TL04-0002815	ソフトa	ソフトウェアB	ソフトウェア	登録済	2023/04/05	詳細 情報変更 (申請済み) 情報変更 (申請あり) 取り下げ コピー

IT導入補助金2023

ITツール
情報変更申請項目選択

0% 100%

ITツールの情報を変更する場合は、高麗申請が必要となります。
 変更申請は必ず「ITツール検索」から申請してください。
 1. ITツールの情報を変更する場合は、高麗申請が必要となります。
 2. 変更申請は必ず「ITツール検索」から申請してください。
 3. 変更申請は必ず「ITツール検索」から申請してください。
 4. 変更申請は必ず「ITツール検索」から申請してください。
 5. 変更申請は必ず「ITツール検索」から申請してください。

通信欄

以下の情報変更については [こちら](#)
 ・ ITツール管理コード
 ・ ソフトウェア管理番号

ITツール基本情報の変更

ITツール名

販売メーカー

ITツール形態(説明)

WEB掲載URL

専用形URL

ソフトウェア価格の変更

販売形態

ソフトウェア販売価格(税別)

ソフトウェアに搭載されているライセンス数

ライセンス形態

ライセンスの提供形態(税別)

価格設定の内訳

プロセスの変更

プロセス

その他にも導入することが可能な業務

デジタル化基盤導入関連の申請に係る要件の変更

会計・財務ソフトウェア

営業経路のソフトウェア

決済関連のソフトウェア

ECサイト構築

国の政策への対応の変更

インボイス制度対応

クラウド化について

デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)への導入希望

デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)で交付申請を行うためのITツールを登録する場合、以下の条件を満たす必要があります。

デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)での導入を希望する

掲載料詳細(内訳)の内容を確認できる資料を必ずご提出ください。

掲載説明資料

掲載説明資料

その他説明資料

次のページで変更内容を入力してください。

[次へ](#)

[閉じる](#)

ITツール検索画面より【情報変更(申請あり)】をクリックし、ITツール情報変更申請項目選択画面では、

【デジタル化基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)での導入を希望する】

をクリックして【次へ】ボタンをクリックしてください。

申請はこちらから

■ 要件に該当するITツールであることの説明について

ここでは、[5つの要件](#)に該当する機能がソフトウェアに実装されていることを説明してください。

要件に該当するITツールであることの説明	ソフトウェアが保有する機能が、商流一括インボイス対応タイプのITツールの要件に該当することを説明してください
----------------------	--

全角半角で入力 500文字以内

■ 無償でアカウントを発行する形式のソフトウェアであることが分かる書類の提出について

取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するソフトウェアである必要があります。

要件に該当することが確認できる機能説明資料や価格資料、カタログ等を添付してください。

■ 取引先(中小企業・小規模事業者等)のアカウント利用一覧の画面キャプチャの提出について

発注側の事業者が、アカウント利用者の一覧(利用する事業者名、インボイス管理番号等)を確認できる画面を有するソフトウェアである必要があります。

要件に該当することが確認できる機能説明資料やソフトウェアの画面キャプチャ、カタログ等を添付してください。

アカウント利用一覧イメージ

取引先一覧					
ID	氏名	屋号/社名	職種	ステータス	...

■ 受注者側のアカウントを上限なく発行できる契約ではないことがわかる資料の提出について

発注側の事業者が、受注者側に対してアカウントを発行できる数が無制限である場合、正確な補助対象経費の算出が困難であるため補助対象外となります。発行することのできる受注者側のアカウントの上限数が定められていることが要件です。

要件に該当することが確認できる価格表などを添付してください。

▶ 2-10 サイバーセキュリティお助け隊サービスについて

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されたサイバーセキュリティお助け隊サービスを、ITツールとして登録することが可能です。

カテゴリ4セキュリティと、カテゴリ10サイバーセキュリティお助け隊サービスの2つのカテゴリに申請することができます。



大分類IVセキュリティまたは大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスで登録するサイバーセキュリティお助け隊サービスの対象要件について

1. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないサービスは対象外です。
2. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービスであっても、ITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)は、サイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載の提供事業者又は再販協力会社でなければなりません。
3. サイバーセキュリティお助け隊サービスリストの掲載から除外されたものは、IT導入補助金のITツールとしても登録要件を満たさないので登録不可又は発覚した時点で登録取消となります。



カテゴリ4セキュリティとカテゴリ10サイバーセキュリティお助け隊サービス

この2つは交付申請で利用できる類型が異なりますのでご注意ください。

サイバーセキュリティお助け隊サービスが登録できるカテゴリと申請類型について

類型	カテゴリ4 (セキュリティ)	カテゴリ10 (サイバーセキュリティお助け隊サービス)
通常枠A類型	○	×
通常枠B類型	○	×
デジタル化基盤導入類型	○	×
セキュリティ対策推進枠	×	○



※サイバーセキュリティお助け隊サービスのサービス基準やリスト等については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)にお問合せください。

問合せ先:独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

Email:isec-otasuketai@ipa.go.jp

詳細な要件は  [ITツール登録要領](#)をご確認ください。

▶ 2-11 ITツール対象・対象外早見表

早見表は随時更新をいたします。

最終更新日:2023年3月6日

ITツール対象・対象外早見表

全カテゴリー共通	
対象となるもの	対象とならないもの
	NG-01 補助事業者の顧客が実質負担する費用がITツール代金に含まれるもの。(売上原価に相当すると事務局が判断するもの。)
	NG-02 ITツールの利用料が、交付申請時に金額が定められないもの。
	NG-03 対外的に無料で提供されているもの。
	NG-04 リース・レンタル契約のITツール(サイバーセキュリティお助け隊サービスを除く)
	NG-05 中古品
	NG-06 交付決定前に購入したITツール
	NG-07 交通費・宿泊費
	NG-08 補助金申請、報告に係る申請代行費
	NG-09 公租公課(消費税)
	NG-10 本事業の目的・趣旨から適切でないとして中小企業庁及び中小機構並びに事務局が判断するもの。

大分類Iソフトウェア

カテゴリー1 ソフトウェア(業務プロセス共P-01~P-06)

対象となるもの	対象とならないもの
OK-11 恒常的に生産性向上に寄与し、「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始されているもの。恒常的に生産性向上に寄与し、「業種」「業務範囲」「業務機能」など仕様を明確に定義して開発され、一般に販売が開始されているもの。	NG-11 1つの業務プロセスの中で幅広く業務をカバーするものではなく、入力したデータを単純計算にて帳票やグラフ・表等に印刷する、または画面等に表示する等、単一の処理を行う機能しか有しないもの。
OK-12 保有する機能が、ITツール登録要領にて定義する業務プロセスの中からいずれか1つ以上に該当するソフトウェア	NG-12 すでに購入済のソフトウェアに対する増台や追加購入分のライセンス費用、また既存ソフトウェアに対するリビジョンアップのための費用
	NG-13 ホームページ制作ツールやブログ作成システム等で制作した簡易アプリケーションや、ホームページと同様の仕組みのもの(情報の入力、保存、検索、表示等の簡易的な機能しかないもの。)ただし、分析機能や指示機能、演算処理、制御などのプログラムは対象となる。
	NG-14 特定の顧客向けに限定され、一般市場に販売されていないもの。
	NG-15 製品が完成されておらず、スクラッチ開発が伴うソフトウェア。過去に特定顧客向けに開発したコード(開発実績)を他の顧客に再利用し、その顧客の要件に合わせて追加スクラッチ開発を伴うもの。
	NG-16 業務プロセスに影響を与えるような大幅なカスタマイズが必要となるもの。
	NG-17 ハードウェア製品
	NG-18 特定のハードウェア機器を動作させることに特化した専用システム等組込み系ソフトウェア。例:タッチペンに組み込まれたシステム、印刷機に搭載された制御システム(デジタル化基盤導入類型で補助対象と認められるPOSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を除く。)
	NG-19 恒常的に利用されないもの。(緊急時等の一時的利用が目的で生産性向上への貢献度が限定的なもの。)
	NG-20 広告宣伝費や、広告宣伝に類するもの。
	NG-21 単なる情報提供サービスや、会員登録しWEB上でサービスの提供を受ける仕組みのもので業務機能を有さないもの。(IT導入支援事業者が提供するサービスをIT化したもので、業務ソフトウェアではないもの。)
	NG-22 通常枠(A・B類型)・セキュリティ対策推進枠におけるECサイト制作。※ECサイトの登録要件についてはITツール登録要領2-3、(1)6を確認すること。
	NG-23 ホームページ制作、WEBアプリ制作、スマートフォンアプリ制作、コンテンツ制作(VR・AR用、教育・教材用、デジタルサイネージ用)
	NG-24 単なるコンテンツ配信システム
	NG-25 業務の効率化を図るものではなく、補助事業者が販売する商品やサービスに付加価値を加えることが目的のもの。
	NG-26 決済サービス
	※ その他「全カテゴリー共通NG」に明示するもの。

カテゴリ1 ソフトウェア(汎用プロセス汎P-07)	
OK-31 文書書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト	NG-31 大分類 I カテゴリ1ソフトウェアと同様
OK-32 文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト	NG-32 ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの。
OK-33 文書証憑管理ソフト、OCR、PDF、ペーパーレス化ツール	NG-33 ビジネスアプリ作成ツールのアプリ構築費用
OK-34 ワークフロー、グループウェア、コラボレーションツール、社内SNS、社内チャットツール	NG-34 RPAのシナリオ作成費用。(導入設定費用のカテゴリに申請すること。)
OK-35 CTI、PBX、IVR 注意点:あくまでソフトウェアのみが対象であり、ハードウェア部分は対象外。	NG-35 同時編集機能のない単なるオンラインストレージサービス(機能拡張のカテゴリで申請すること。)
OK-36 WEB会議システム、リモートデスクトップ、シンクライアント	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
OK-37 ビジネスアプリ作成ツール	
OK-38 同時編集機能が付加されたオンラインストレージサービス	
OK-39 RPA、チャットボットシステム	
OK-40 BI、分析・解析専門ツール 注意点:特定の業種向けに特化して開発されたツールは各業種のP-06で申請すること。	

大分類II オプション (カテゴリ2 機能拡張)	
対象となるもの	対象とならないもの
OK-41 ソフトウェアの機能拡張モジュール	NG-41 大分類 I カテゴリ1ソフトウェアと同様
OK-42 カスタマイズ用アドオン・プラグインソフト	NG-42 ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの。
OK-43 ミドルウェアパッケージ(WEBサーバ、APサーバ、DBサーバ)	NG-43 ソフトウェアの機能不足部分のスクラッチ開発
OK-44 音声入力ソフト(ハードは含まない)	NG-44 DHCPサーバ、DNSサーバ、メールサーバ、認証サーバ、バッチサーバ
	NG-45 監視サーバ、ジョブサーバ
	NG-46 ソフトウェアの導入に関連しない仮想化サーバ、バックアップサーバ、ストレージ
	NG-47 過去に購入した製品に対する機能拡張製品
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
(カテゴリ3 データ連携ツール)	
OK-51 EAI・ETLパッケージ	NG-51 大分類 I カテゴリ1ソフトウェアと同様
OK-52 CSVデータ・アップローダ	NG-52 ITツール登録申請時に製品が完成しておらず、一般的に販売されていないもの。
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
(カテゴリ4 セキュリティ)	
OK-61 デスクトップ製品の暗号化	NG-61 大分類 I カテゴリ1ソフトウェアと同様(ただし、複数のセキュリティ対策機能を有するネットワークセキュリティ製品を除く)。
OK-62 ウイルス対策ソフト	NG-62 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」については、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないITツール。
OK-63 ファイアウォール	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
OK-64 アクセス制限、VPNソフト	
OK-65 ボット対策製品	
OK-66 認証システム	
OK-67 監視(映像記録)システム	

大分類Ⅲ 役務	
(カテゴリ5 導入コンサルティング)	
対象となるもの	対象とならないもの
OK-71 マスター類の設定項目洗い出しにかかる費用	NG-71 交付決定前に発生した費用。(顧客への提案段階に行うコンサルティング費用やITツールの選定作業等交付決定前にかかる費用等)
OK-72 パッケージ導入計画作成費用	NG-72 本事業におけるITツールの導入とは関連のない、補助事業者の業務そのものに対するものや経営全般に対するコンサルティング。
OK-73 業務移行計画(並行稼働)作成費用	NG-73 補助金申請に関する申請代行、コンサルティング費用
OK-74 教育計画作成費用	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
OK-75 新システム本稼働判定(検収)基準設定費用	
OK-76 データ移行計画作成費用	
OK-77 復旧計画策定費用	
OK-78 カスタマイズ項目洗い出し費用	
OK-79 パッケージFit/Gap分析費用	
(カテゴリ6 導入設定・マニュアル作成・導入研修)	
OK-81 導入設定費用、テーブル設定費用等	NG-81 補助事業者の通常業務に対する代理作業費用
OK-82 CSVデータ・アップロード作業にかかる費用(既存データ対象)	NG-82 過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用
OK-83 カスタマイズ作業にかかる費用	NG-83 交付申請事務代行費用
OK-84 研修資料作成、研修実施費用	NG-84 ITツールの導入とは関連のないデータ作成費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用
OK-85 運用マニュアル作成費用	NG-85 ハードウェアの運搬費(大分類Ⅳハードウェアの付属品として登録すること。)
OK-86 RPAのシナリオ制作費、AI初期学習設定	NG-86 導入ITツールの説明や操作・運用方法以外の研修費、資料・マニュアル作成費用
OK-87 ECサイトに対するSEO対策費用(デジタル化基盤導入類型のみ。)	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
(カテゴリ7 保守・サポート)	
OK-91 保守費用	NG-91 過去に購入した製品の保守・サポート費用
OK-92 問い合わせ窓口費用	NG-92 効果報告事務代行費用(伴走支援作業)
	NG-93 顧客常駐型(派遣契約)のサポート費用
	NG-94 補助対象経費となっていない製品に対する保守費用
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。

大分類Ⅳハードウェア	
(カテゴリ-8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機)※事前登録不要	
対象となるもの	対象とならないもの
OK-101 大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)と併せて導入するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機	NG-101 大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のいずれかの機能を含む。)と関連がない費用
OK-102 レジ以外の用途で使用するPC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機	NG-102 すでに導入済みのソフトウェアまたは補助対象経費となっていないソフトウェアをインストールし使用することが目的の費用
	NG-103 POSレジシステムをインストールし利用するためのもの。
	NG-104 家電量販店等で自己調達した費用
	NG-105 一般的な市場価格と比較して著しく高額であるもの。
	NG-106 導入する大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェアに対し著しく高スペックな製品
	NG-107 3Dプリンター等、特殊印刷を目的としたプリンター
	NG-108 文書スキャンが主たる機能ではない製品(写真撮影機能等の付随機能としてスキャン機能がある製品、バーコードスキャナー等)
	NG-109 ロール紙・インク等の消耗品
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
(カテゴリ-9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機)	
OK-111 大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールし利用するためのPOS専用機	NG-111 導入する大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムをインストールしない機器の購入費用
OK-112 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機の付属品として、キャッシュドローフ、カスタマーディスプレイ、レシートプリンタ、自動釣銭機、カードリーダー、バーコード・QRコードリーダー、Wi-Fiルータ、運搬費に限り対象。(POSレジ機器と一緒に登録を行うこと。)	NG-112 補助対象経費となっていないソフトウェアをインストールし使用することが目的の費用
	NG-113 家電量販店等で自己調達した費用
	NG-114 一般的な市場価格と比較して著しく高額であるもの。
	NG-115 導入する大分類Ⅰカテゴリ-1ソフトウェア(“会計・受発注・決済・EC”)のうち“決済”に該当)で登録されたPOSレジシステムの導入に対し著しく高スペックな製品
	NG-116 ロール紙・インク等の消耗品
	NG-117 ブザー等の防犯品
	NG-118 オーダーエントリーシステム関連機器、キッチンプリンター。
	NG-119 通信会社との間に発生する費用(通信費、事務手数料、契約・月額費用等)
	NG-120 POSレジ設定費用(設定費用は大分類Ⅲ役務に登録すること。)
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。
大分類Ⅴ サイバーセキュリティお助け隊サービス	
(カテゴリ-10 サイバーセキュリティお助け隊サービス)	
対象となるもの	対象とならないもの
OK-131 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されているサービス	NG-131 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていないサービス
	NG-132 サービス自体はサイバーセキュリティお助け隊サービスとして登録を受けているが、ITツール担当事業者(ITツールを登録・管理するIT導入支援事業者)が、サービス提供事業者または再販協力会社として、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表するサイバーセキュリティお助け隊サービスリストに掲載されていない場合。
	NG-133 恒常的に利用されないもの。(一時的利用が目的で貢献度が限定的なもの)
	NG-134 サイバーセキュリティお助け隊サービスに付随するオプションサービス
	※ その他「全カテゴリ共通NG」に明示するもの。



3. ITツールの価格の登録

1. 大分類Ⅰソフトウェア 価格の申告
2. 大分類Ⅱオプション 価格の申告
3. 大分類Ⅲ役務 価格の申告
4. 大分類Ⅳハードウェア 価格の申告
5. 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告
6. 申請価格理由書について

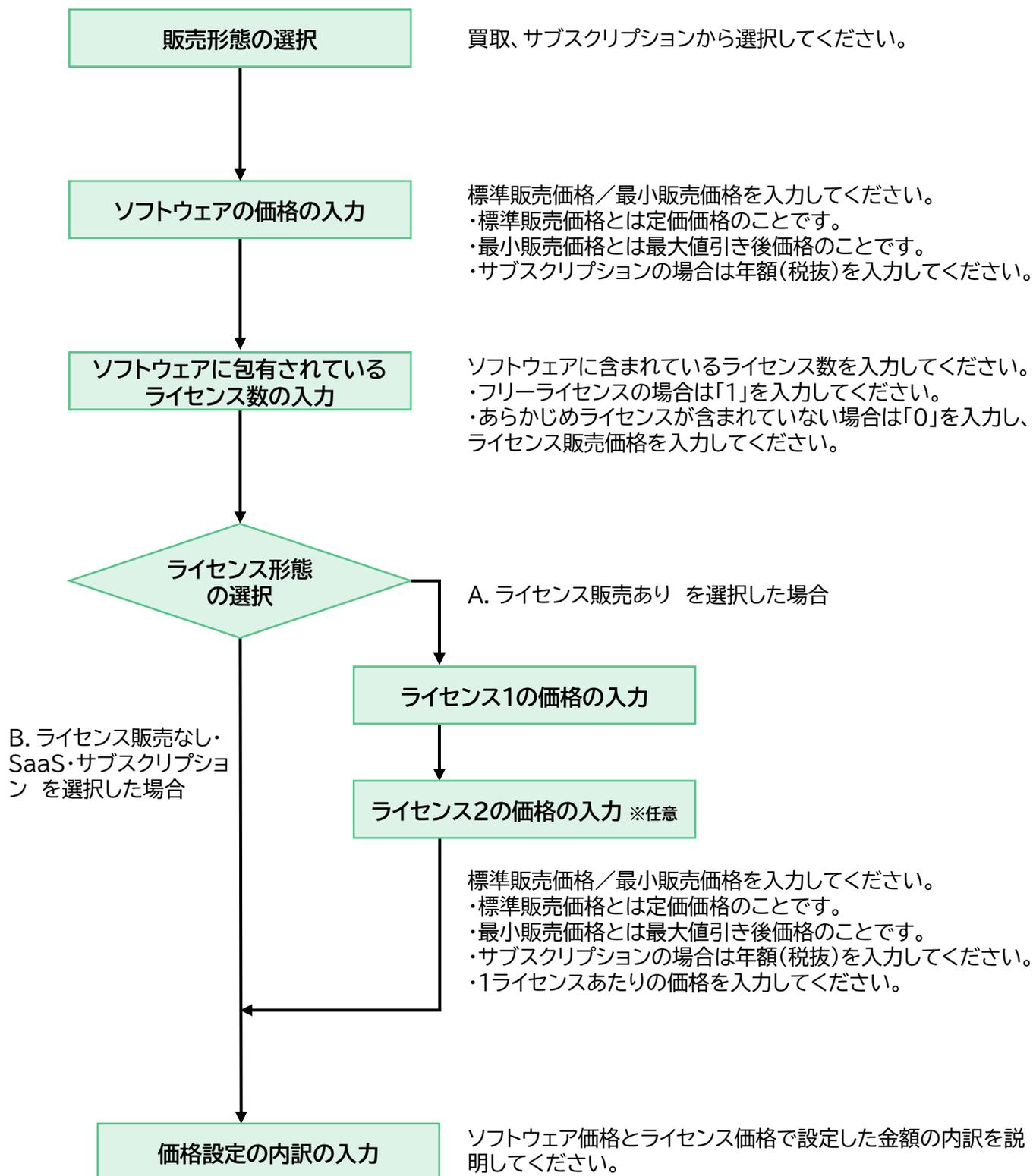


3. ITツールの価格の登録

▶ 3-1 大分類 I ソフトウェア 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。

次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。





パッケージソフトウェア・SaaSタイプの入力例

1. ライセンス価格を1Licあたりに按分したとき設定価格に端数がでる場合は、標準販売価格は切り上げ、最小販売価格は切り下げをしてください。
2. 導入設定費用や保守サポートの費用は混在させず、大分類Ⅲ役務に申請してください。
3. 交付申請においては、販売形態がサブスクリプションの場合に限り、最大2年分を申請することが可能ですが、ITツール登録時は1年分の価格で申請してください。

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		包有されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2		
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格	
1	イニシャライズ費用のある月額1,000円のSaaSのソフトウェア で登録する場合。										
	SaaS	サブスクリプション	30,000	15,000	1	A	12,000	12,000	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	ソフトウェア:イニシャライズ費用30,000円。15,000円まで値引きする可能性あり。 ライセンス:月額1,000円×12ヶ月(12,000円/年額)。値引きの予定はなし。					《備考》 ・初期設定費用は「役務 導入設定、マニュアル作成、導入研修」で申請してください。				
2	月額1,000円のSaaSのソフトウェア で登録する場合。										
	SaaS	サブスクリプション	12,000	12,000	1	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	月額1,000円×12ヶ月(12,000円/年額)。値引きの予定はなし。									
3	3年で200,000円のSaaSのソフトウェア で登録する場合。										
	SaaS	サブスクリプション	66,667	33,333	1	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	1年当たり66,667円(200,000円/3年)。 1年当たり33,333円(100,000円/3年)まで値引きする可能性あり。 ※価格は1年当たりの価格です。					《備考》 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げしてください。				
4	3Licで100,000円/年のSaaSのソフトウェア。※3Licで登録する場合。										
	SaaS	サブスクリプション	100,000	50,000	3	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	1年当たり100,000円/3Lic。 1年当たり50,000円/3Licまで値引きする可能性あり。					《備考》 ・販売は3Lic単位となります。				
5	3Licで100,000円/年のSaaSのソフトウェア。※1Licで登録する場合。										
	SaaS	サブスクリプション	33,334	16,666	1	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	1年当たり100,000円/3Lic(33,334円/1Lic)。 50,000円/3Lic(16,666円/1Lic)まで値引きする可能性あり。 ※価格は1Lic当たりの価格です。					《備考》 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げしてください。				
6	ライセンス数毎に価格設定のあるSaaSのソフトウェア で登録する場合。(1Lic120,000円、5Lic500,000円、10Lic800,000円 等)										
	SaaS	サブスクリプション	120,000	70,000	1	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳 (記載例)	1年当たり120,000円/1Lic~800,000円/10Lic(80,000円/1Lic)。 1年当たり70,000円/1Licまで値引きする可能性あり。 ※価格は1Lic当たりの価格です。					《備考》 ・標準販売価格は1Lic単位にしたときの最大価格、最小販売価格は1Lic単位にしたときの最小価格もしくは値引き価格を設定してください。				

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		包含されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2		
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格	
7	PCに1台ずつインストールするタイプで、定価300,000円のソフトウェアで登録する場合。(フリーライセンス含む)										
	スタンドアロン版	買取	300,000	150,000	1	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。									
8	PCに1台ずつインストールするタイプで、あらかじめ5ライセンスが含まれている定価300,000円のソフトウェアで登録する場合。										
	スタンドアロン版	買取	300,000	150,000	5	B	—	—	—	—	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。									
9	ソフトウェアとライセンスの販売形態で登録する場合。										
	WAN版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	12,000	6,000			
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。 ライセンス:1Lic当たり12,000円/年。6,000円/年まで値引きする可能性あり。						《備考》 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			
10	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合。ライセンスはサーバー用とクライアント用の2種類あり。										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	12,000	6,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。 サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年。値引きなし。 クライアントライセンス:1Lic当たり12,000円/年。 6,000円/年まで値引きする可能性あり。						《備考》 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			
11	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合。 ライセンスはサーバー用とクライアント用(3Lic単位の販売)の2種類あり。										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	16,667	10,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。 サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年。値引きなし。 クライアントライセンス:3Lic当たり50,000円(1Lic当たり16,667円)/年。 30,000円(1Lic当たり10,000円)/年まで値引きする可能性あり。 ※価格は1Lic当たりの価格です。						《備考》 ・ライセンスは1Lic当たりを入力し交付申請時に調整してください。 ・標準販売価格の端数は切り上げ、最小販売価格の端数は切り下げしてください。 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			
12	サーバーとクライアントPC用にソフトウェアをインストールする販売形態で登録する場合。 ライセンスはサーバー用とクライアント用(複数単位の販売)の2種類あり。(1Lic12,000円、5Lic50,000円、10Lic80,000円等)										
	サーバーネットワーク版	サブスクリプション	300,000	150,000	1	A	100,000	100,000	12,000	6,000	
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。 サーバーライセンス:1Lic当たり100,000円/年。値引きなし。 クライアントライセンス: 1Lic当たり12,000円/年~10Lic当たり80,000円(1Lic当たり8,000円)/年。 6,000円/1Licまで値引きする可能性あり。 ※価格は1Lic当たりの価格です。						《備考》 ・ライセンスは1Lic当たりを入力し交付申請時に調整してください。 ・ライセンスはサブスクリプションの販売形態です。 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。			
13	基本システム+モジュール+ライセンスを自由に組み合わせて購入で登録する場合。										
	モジュール版(基本システム)	サブスクリプション	300,000	150,000	0	A	12,000	6,000	—	—	
	価格設定の内訳(記載例)	基本システム+モジュール定価300,000円。150,000円まで値引きする可能性あり。 ライセンス:1Lic当たり12,000円/年。6,000円/年まで値引きする可能性あり。									
14	モジュール+ライセンスを自由に組み合わせて購入で登録する場合。										
	モジュール版(モジュール)	サブスクリプション	100,000	50,000	0	A	12,000	6,000	—	—	
	価格設定の内訳(記載例)	モジュール定価100,000円。50,000円まで値引きする可能性あり。 ライセンス:1Lic当たり12,000円/年。6,000円/年まで値引きする可能性あり。									



ECサイトの入力例

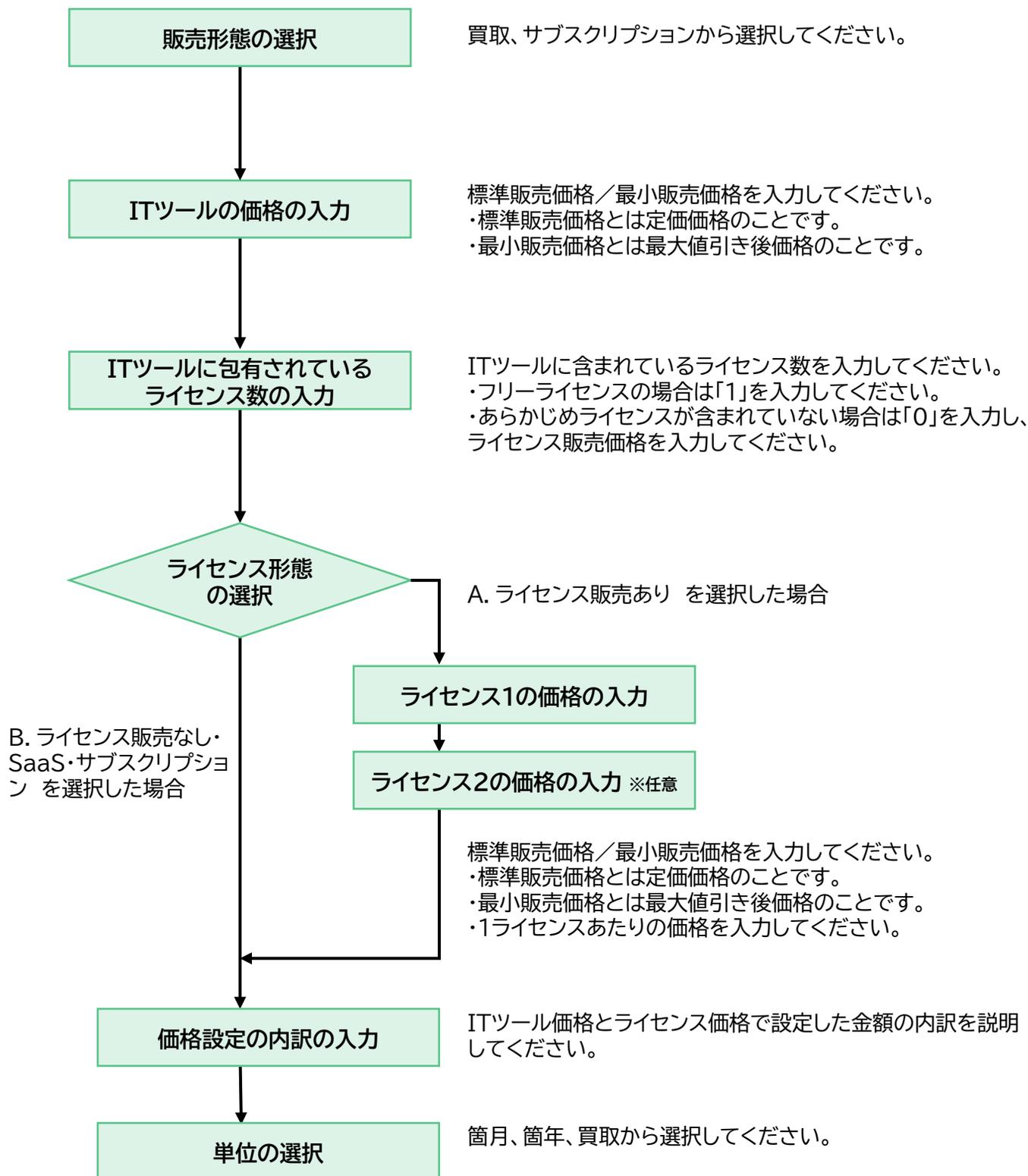
1. 含有ライセンス数は「1」を入力してください。
2. ライセンス価格はCMS利用料/カート利用料のみ入力してください。他の制作費用はソフトウェア価格にまとめて入力してください。 ※CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限り補助対象です。
3. CMS利用料/カート利用料の導入予定が複数ある場合は、一番高額な価格を入力してください。ただし、機能資料・価格資料は導入予定すべてのものがが必要です。
4. ECサイトはプラン別に登録する必要はありません。標準販売価格～最小販売価格で申請してください。
5. 販売形態がサブスクリプションの場合に限り、CMS利用料/カート利用料を交付申請において最大2年分を申請することが可能です。この場合、ITツール登録時はCMS利用料/カート利用料をライセンス1へ登録してください。 ※記載例2、4

No	ソフトウェアのタイプ例	販売形態	ソフトウェア価格		含有されているLic数	ライセンス形態	ライセンス1		ライセンス2	
			標準販売価格	最小販売価格			標準販売価格	最小販売価格	標準販売価格	最小販売価格
1	ECサイト制作・構築パターン(フルスクラッチ)・ライセンス販売なし で登録する場合。									
	ECサイト	買取	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳 (記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円。値引き等を含め最低500,000円から。				《備考》 ・販売形態は「買取」を選択してください。				
2	ECサイト制作・構築パターン(CMS利用)・ライセンス販売あり で登録する場合。									
	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	A	240,000	120,000	-	-
	価格設定の内訳 (記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円。値引き等を含め最低500,000円から。 CMS利用料/カート利用料: 最大で240,000円/年。 値引き等を含め最低120,000円/年から。				《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。 ・CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限ります。				
3	ECサイト制作・構築パターン(CMS利用)・ライセンス販売なし(CMS/カート利用料は、補助事業者の直接契約) で登録する場合。									
	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳 (記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円。値引き等を含め最低500,000円から。				《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。				
4	ECサイト制作・構築パターン(ショッピングサイト出店)・ライセンス販売あり で登録する場合。									
	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	A	240,000	120,000	-	-
	価格設定の内訳 (記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円。値引き等を含め最低500,000円から。 CMS利用料/カート利用料: 最大で240,000円/年。 値引き等を含め最低120,000円/年から。				《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。 ・CMS利用料/カート利用料は、IT導入支援事業者と直接契約の場合に限ります。				
5	ECサイト制作・構築パターン(ショッピングサイト出店)・ライセンス販売なし(CMS/カート利用料は、補助事業者の直接契約) で登録する場合。									
	ECサイト	サブスクリプション	1,000,000	500,000	1	B	-	-	-	-
	価格設定の内訳 (記載例)	ECサイト制作費用(コーディング料、デザイン料等): 最大で1,000,000円。値引き等を含め最低500,000円から。				《備考》 ・販売形態は「サブスクリプション」を選択してください。				

▶ 3-2 大分類Ⅱオプション 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。

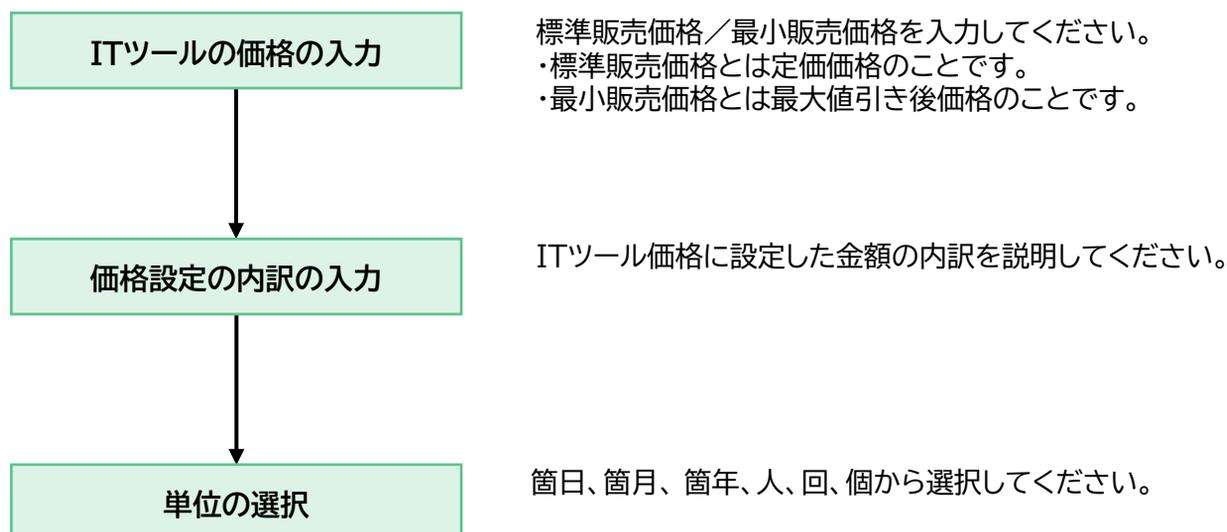
[価格の入力例\(ソフトウェア\)](#)を参考にしながら入力してください。



▶ 3-3 大分類Ⅲ役務 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。

次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。



カテゴリ5 導入コンサルティング

交付決定前に発生した費用、補助事業者の業務そのものに対するものや経営全般に対するコンサルティング費用は補助金の対象外です。



カテゴリ6 導入設定・マニュアル作成・導入研修

ソフトウェア(ITツール)の販売形態が「買取」の場合、初期費用はカテゴリ6導入設定・マニュアル作成・導入研修で申請してください。



カテゴリ7 保守サポート導入

ハードウェアの保守は補助金の対象外です。



役務の入力例

大分類Ⅲ役務の価格の登録例です。申請するITツールのタイプに合わせて申請してください。

No	役務のカテゴリ別	ITツール価格		単位
		標準販売価格	最小販売価格	
1	導入ソフトウェア(ITツール)の導入に向けた詳細設計(導入計画、教育計画の策定等)などのコンサルティング費用一式200,000円。			
	導入コンサルティング	200,000	200,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)に対する下記内容のコンサルティング費用一式200,000円。値引きはありません。 ・業務フロー調査 ・データの状況確認 ・契約日以降、稼働開始までのスケジュール作成・調整		《備考》 ・交付決定前のコンサルティング費用は、対象外。 ・単位は任意。
2	導入ソフトウェア(ITツール)の初期設定、マニュアル作成、研修費用一式200,000円。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	200,000	100,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)に対する下記費用一式200,000円。100,000円まで値引きの可能性あり。 ・インストール作業 ・初期設定、動作確認 ・マニュアル作成 ・操作説明会3回まで		《備考》 ・単位は任意。
3	導入ソフトウェア(ITツール)に対するインストール費用30,000円。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	30,000	10,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)のインストール費用30,000円。10,000円まで値引きする可能性あり。		《備考》 ・単位は任意。
4	買取タイプのソフトウェア(ITツール)の初期費用30,000円。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	30,000	10,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の初期費用30,000円。10,000円まで値引きする可能性あり。		《備考》 ・単位は任意。
5	導入ハードウェア(POSレジ)のセットアップ作業費100,000円。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	100,000	50,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	POSレジのセットアップ作業費100,000円。50,000円まで値引きする可能性あり。		《備考》 ・単位は任意。
6	導入ソフトウェア(ITツール)の操作マニュアル作成費用10,000円。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	10,000	5,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作マニュアル作成費用10,000円。5,000円まで値引きする可能性あり。		《備考》 ・単位は任意。
7	導入ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用100,000円。2日間。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	100,000	50,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用100,000円。50,000円まで値引きする可能性あり。※2日間で1回となります。		《備考》 ・移動交通費・宿泊費は対象外。 ・単位は任意。
8	導入ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用。参加人数により価格が異なる場合。			
	導入設定、マニュアル作成、導入研修	300,000	100,000	回
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の操作研修費用。 下記のいずれかとなります。値引きはありません。 ①10人まで: 100,000円 ②30人まで: 200,000円 ③50人まで: 300,000円		《備考》 ・移動交通費・宿泊費は対象外。 ・単位は任意。
9	導入ソフトウェア(ITツール)のシステム保守料。月単位で販売。			
	保守・サポート	10,000	5,000	箇月
	価格設定の内訳(記載例)	ソフトウェア(ITツール)の保守サポート料: 月額10,000円。月額5,000円まで値引きする可能性あり。		

▶ 3-4 大分類IVハードウェア 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。

次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。

ITツールの標準価格の入力



ITツールの最小販売価格の入力



価格設定の内訳の入力

<ハードウェア一式>の標準販売価格を入力してください。

- 本体及び申請する付属品の合計を入力してください。
- 同じ種類の付属品が複数ある場合、一番高い価格と本体価格の合計を入力してください。
- 付属品のみの登録はできません。

<ハードウェア一式>に付属品を一切付帯しない最小販売価格を入力してください。

- 販売店が顧客に販売する際の最大値引き後価格を入力してください。

ITツール価格に設定した金額の内訳を説明してください。付属品がある場合は各種類の高い価格を説明してください。

(例)

以下の機器を登録する場合

- ・本体(POSレジ) :50万円
- ・Aキャッシュドロア :10万円
- ・Bキャッシュドロア :8万円
- ・Cレシートプリンタ :5万円
- ・Dレシートプリンタ :3万円
- ・Eカードリーダー :4万円
- ・Fカードリーダー :2万円



(標準販売価格)

本体50万+Aキャッシュドロア10万
+Cレシートプリンタ5万+Eカード
リーダー4万=69万円

(最小販売価格)

本体50万



- 付属品のみの登録はできません。
- 導入が予定される付属品(Wi-Fiルーター・運搬費除く)を申告する場合、すべての機能資料が必要です。
- 導入が予定される付属品を申告する場合、すべての価格資料が必要です。



カテゴリ-8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機は
事前のITツールの登録は不要です。



ハードウェアの入力例

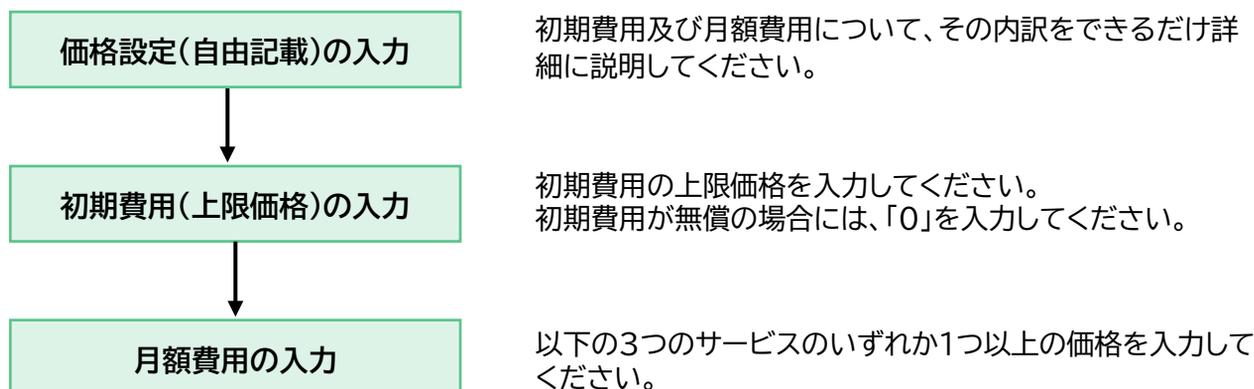
大分類IVハードウェアの価格の登録例です。申請するITツールのタイプに合わせて申請してください。

No	ハードウェアのタイプ例	選択する別売り付属品	ハードウェア価格	
			標準販売価格	最小販売価格
1	レジ種類 POSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input type="checkbox"/> レシートプリンタ	645,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	POSレジ機器本体:600,000円(型番〇〇-〇〇) キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円	《備考》 筐体一体型の場合は付属品選択は不要。単価がある場合は本体機器に合算。 例:レシートプリンタが内蔵されているPOS本体の場合は、別売り付属品のレシートプリンタの選択は不要。	
2	レジ種類 POSレジ	<input type="checkbox"/> キャッシュドローア <input type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input type="checkbox"/> レシートプリンタ	900,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	POS機器(型番〇〇-〇〇) 一式 900,000円 (一式の内訳:本体、キャッシュドローア、カスタマーディスプレイ)	《備考》 本体機器と付属品がセット販売(別売りではない)の場合、付属品選択は不要。 一式の内訳を明記すること。	
3	レジ種類 POSレジ	<input type="checkbox"/> バーコード/QRリーダー <input type="checkbox"/> カードリーダー <input type="checkbox"/> レシートプリンタ <input checked="" type="checkbox"/> 運搬費	810,000	300,000
	価格設定の内訳(記載例)	自動釣銭機本体:800,000円(型番〇〇-〇〇) (バーコードリーダー、カードリーダー、レシートプリンタを標準搭載) 運搬費10,000円	《備考》 標準搭載している場合は付属品選択は不要。 導入するか否か選択出来る別売り付属品については付属品選択を行う。(No.1参照) 運搬費がある場合は付属品選択を行う。	
4	レジ種類 モバイルPOSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input checked="" type="checkbox"/> Wi-Fiルータ	270,000	200,000
	価格設定の内訳(記載例)	PC本体:200,000円 キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円 Wi-Fiルータ:25,000円	《備考》 付属品選択に無いマウスやキーボードなどの必要最低限の機器はPC本体価格に合算。	
5	レジ種類 モバイルPOSレジ	<input checked="" type="checkbox"/> キャッシュドローア <input checked="" type="checkbox"/> カスタマーディスプレイ <input checked="" type="checkbox"/> レシートプリンタ	200,000	100,000
	価格設定の内訳(記載例)	タブレット本体:100,000円 キャッシュドローア:20,000円 カスタマーディスプレイ:25,000円 レシートプリンタ:55,000円	《備考》 レジ機器として使用するタブレットを申請。	
6	レジ種類 券売機	<input type="checkbox"/> バーコード/QRリーダー <input type="checkbox"/> カードリーダー <input type="checkbox"/> レシートプリンタ <input checked="" type="checkbox"/> 運搬費	1,810,000	600,000
	価格設定の内訳(記載例)	券売機本体:1,800,000円(型番〇〇-〇〇) 運搬費10,000円	《備考》 付属品が内蔵されたオールインワン筐体は付属品選択は不要。	

▶ 3-5 大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービス 価格の申告

価格は次の流れで入力していきます。

次ページの価格の入力例を参考にしながら入力してください。



- ① ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用
- ② 端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用
- ③ ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用と機器の内訳(パッケージ提供価格)
※パッケージ提供価格の代表的な例を1~3つ入力してください。
※ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用及び端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用を入力してください。

ネットワーク一括監視・端末監視併用型の機器の内訳(パッケージ提供価格)について

- ・ ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)1台あたりの月額費用を入力してください。
- ・ 端末監視型サービス(EDR等)1ライセンスあたりの月額費用を入力してください。
- ・ ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用と機器の内訳(パッケージ提供価格)を1~3つ入力してください。

【ネットワーク一括監視・端末監視併用型の入力項目】

ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用			
パッケージ提供価格の代表的な例を1~3つご入力ください。なお、登録をしない場合、入力は不要です。			
パッケージ	価格(円 税抜)	機器の内訳	
		ネットワーク一括監視型(台)	端末監視型(Lic)
1	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
2	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可
3	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可	半角数字で入力 カンマ不可

例：UTM 1台、EDR 5ライセンスのパッケージを12,000円(税抜)で販売している場合、
価格(円 税抜)：12,000円(機器の内訳：ネットワーク一括監視型1台、端末監視型5ライセンス)



サイバーセキュリティお助け隊サービス基準を満たさない価格について

サイバーセキュリティお助け隊サービス基準で定められている価格の基準を満たさないものは申請することができません。

※サイバーセキュリティお助け隊サービスのサービス基準やリスト等については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)にお問合せください。



サイバーセキュリティお助け隊サービスの入力例

1. ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)は合計月額1万円以下(税抜)、
端末監視型サービス(EDR等)は1台あたり月額2,000円以下(税抜き)、
ネットワーク一括監視・端末監視併用型は上記条件(UTM等月額1万円以下・EDR等1台あたり
月額2000円以下)であることが必要です。
2. ネットワーク一括監視・端末監視併用型のパッケージ1にはUTM等1台/EDR等1Licの例を入力
してください。パッケージ2及びパッケージ3は主に販売する代表パターンを入力してください。

ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数)
1	初期費用がない場合	0	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用は無料。月額費用:10,000円/台		
2	初期費用が固定で必要になる場合	100,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 100,000円/台 月額費用:10,000円/台		
3	導入先により初期費用の有無が変わる 場合	100,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:(お客様で設置・設定の場合)0円、(技術スタッフによる設置・設定の場合)100,000円/台 月額費用:10,000円/台		
4	初期費用が条件により価格が変動する 場合	200,000	10,000	-	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 0円~200,000円 月額費用:10,000円/台		

端末監視型サービス(EDR等)の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数)
5	初期費用がない場合	0	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:0円 月額費用:2,000円/Lic		
6	初期費用が導入数に合わせて発生する 場合	230,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 30,000円+2,000円/Lic 最大100台を想定。 月額費用:2,000円/Lic		
7	導入先により初期費用の有無が変わる 場合	500,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:(お客様で設置・設定の場合)0円、 (技術スタッフによる設置・設定の場合)5,000円/Lic 最大100Licを想定。 月額費用:2,000円/Lic		
8	導入数により初期費用の単価が変動する 場合	500,000	-	2,000	-
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:10Licまで10,000円/Lic、11Lic以上5,000円/Lic 最大100Licを想定。 月額費用:2,000円/Lic		

ネットワーク一括監視・端末監視併用型の例

	販売パターン	初期費用	月額費用(UTM等)	月額費用(EDR等)	月額費用(併用型) 価格/機器の内訳(UTM等台数・EDR等台数) 3パターン入力が可能です
9	初期費用がない場合	0	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
10	初期費用が固定で必要になる場合	200,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 200,000円 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
11	導入先により初期費用の有無が変わる 場合	500,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 0円~500,000円 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		
12	導入数により初期費用の単価が変動する 場合	520,000	10,000	2,000	12,000
		価格設定(自由記載)(記載例)	初期費用:初期登録作業料・設置・設定 UTM1台あたり20,000円、EDR1Licあたり5,000円 ※UTM×1、EDR×100 を 最大と想定 月額費用:UTM10,000円/台、EDR2,000円/Lic (パッケージ1)UTM×1台、EDR×1台、(パッケージ2)UTM×1台、EDR×5台、(パッケージ3)UTM×1台、EDR×10台		

▶ 3-6 申請価格理由書について

申請する分類・カテゴリーを問わず、IT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めます。
理由書は任意書式をPDF形式で提出してください。

- ① IT導入支援事業者名
- ② ITツール名
- ③ ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定とその価格設定理由について、IT導入支援事業者として説明を行ってください。
(③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を記載してください。)

また、基準としている価格について事務局へお問合せいただいてもお答えしておりません。

(書式例)

申請価格理由書	
① 【IT導入支援事業者名】 株式会社〇〇〇	タイトルをつけてください。
② 【ITツール名】 △△△販売管理	申請するITツール名と一致する名称
③ 【ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定】 ソフトウェア(ITツール)の標準販売価格(税抜):1,000,000円 ライセンス1の標準販売価格(税抜):120,000円 ライセンス2の標準販売価格(税抜):24,000円 【価格設定理由】 リリース直後の開発費用の資金回収計画、 マーケットに対する希少性の内容等、具体的 な内容を用いて価格の説明をしてください。	申請する価格と一致する内容
PDF形式で提出してください。	



4. ITツールの登録フロー

1. 登録フロー
2. ステータス
3. 事務局との連絡
4. 情報変更
5. ITツール入力項目表



▶ 4-2 ステータス

ITツールのステータス欄で申請の進捗状況が確認できます。ステータスは次のように遷移します。



事務局審査中……申請が完了し、事務局による審査が行われている状態です。

要訂正……事務局による審査が終了しています。指摘事項を修正し再申請をしてください。

再申請中……再申請が完了し、事務局による再審査が行われている状態です。

登録済……ITツールの登録が完了しています。

取り下げ……取り下げ申請が完了しています。

▶ 4-3 事務局との連絡

審査の結果、ITツールの内容について不明点がある場合はIT事業者ポータル内の通信欄により個別にご連絡をさせていただきます。内容をご確認いただき速やかに対応をお願いします。

内容の修正、資料の追加提出もIT事業者ポータルより行っていただきます。

■ 通信欄

申請内容や資料のみでは伝えられない補足事項や、事務局からの問合せに対する回答などを記入いただく連絡手段として、ITツール毎に通信欄を設けています。

ITツール詳細

現在、事務局審査中のITツールです。

通信欄

通信入力欄

事務局への特記事項等がございましたら、ご記入ください。

送信ボタン

【通信欄をご利用いただくにあたってのご注意】

- 本通信欄はITツールに関する連絡のみで利用可能です。
- IT導入支援事業者の審査や交付申請に関するお問い合わせはこちらの通信欄では一切お受けすることができません。また、ITツールのお問い合わせ以外について回答ができませんのでご了承ください。
- 申請したいITツールの名称や審査を行っております。通信欄でご連絡をいただいた内容については、審査結果と合わせてお答えしますので回答までにはお時間をいただきます。

事務局審査中となっている
ITツールの詳細ページ内

ITツール登録
入力

0% 100%

通信欄

ここでは通信欄の表示のみです。入力（事務局への連絡）は確認画面にて行えます。

【記入者】事務局 【日時】 2023/02/16 20:02
資料が添付されていません。

ITツールの登録時に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、「[ITツール登録要領](#)」と「[ITツール登録の手引き](#)」を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - ア、提出資料からITツールの機能情報を確認できない。
 - イ、ITツール情報に入力された設計書等の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - ウ、内容に不明点が多く追加確認を要する。
- 登録するカテゴリに誤りがある。

差し戻しとなったITツールは登録情報の再入力または追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。

- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。誤りかつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただきます。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ) 情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの機能は受け付けておりません。

要訂正となっているITツールの
訂正画面2ページ目

■ メール配信

登録が完了した時など、IT事業者ポータル上の表示とは別にメールでお知らせします。

- 事務局の審査が終わりITツールの登録がされたとき(21時にまとめてご案内)
- ITツールの申請について事務局より差し戻されたとき(リアルタイムにご案内)
- IT導入支援事業者よりITツールが取り下げられたとき(リアルタイムにご案内)
- 事務局より通信欄が更新されたとき(リアルタイムにご案内)

▶ 4-4 情報変更

情報変更には情報変更(申請あり)と情報変更(申請不要)の2つがあります。

■ 情報変更(申請あり)

登録済のITツールは、再度審査を受けることで、情報を変更することが可能です。情報変更申請中もITツールのステータスは「登録済」のままとなりますが、審査中のITツールは交付申請を行うことができません。

<情報変更申請の注意点>

- ・ 審査中のITツールは交付申請を行うことができません。
- ・ すでに交付申請に利用されているITツールは変更できる情報に制限があります。

ボタン表示

情報変更
(申請あり)



①申請完了…………… 申請が完了し、事務局による再審査が行われている状態です。

②審査結果通知…… 情報変更申請の結果が反映されています。資料不足等により「審査NG」となった項目は変更前の情報のままです。

■ 情報変更(申請不要)

担当者情報(コンソーシアムのみ)、ITツール管理コード、IT補助金ホームページへの掲載の有無の3点は、常時変更を行う事が可能です。また審査もありません。

ボタン表示

情報変更
(申請不要)

■ 取り下げ

交付申請に使用されているITツールや情報変更申請中のITツールは取り下げることができません。

ボタン表示

取り下げ

詳しくは  [4-5ITツール入力項目表](#)を参照ください。

▶ 4-5 ITツール入力項目表

ITツールを登録する際には下記の情報が必要となります。事前にご準備ください。

No	項目名	ソフトウェア	オプション			役務			ハードウェア		お助け隊	コピー可能	情報変更(申請あり) (2023.7.25 17:00迄)		情報変更(申請あり) (2023.7.25 17:00 ~ 2023.11.22 17:00迄)		情報変更 (申請不要) (常時受け付け)	ホームページへの掲載
			機能拡張	データ連携ツール	セキュリティ	導入コンサルディング	導入設定、マニュアル作成、導入研修	保守サポート	PC・タブレット・プリンタ・スキャナー	POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機			交付無	交付中・交付済				
1	先行登録ツールの入力担当者(先行登録のみ)	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
2	留意事項1~5	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
3	ITツール登録担当者、メールアドレス、連絡先	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	
4	カテゴリ	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	
5	ITツール管理コード	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	
6	ITツール名	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
7	開発メーカー	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	
8	開発メーカー名	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	
9	本ITツールを導入するまでにかかる日数	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
10	導入にかかる作業(項目)内容	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
11	実施者/販売者 氏名、社名、メールアドレス、連絡先TEL	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	
12	ITツール概要(説明)/実施内容	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	
13	WEB掲載用URL	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	○	
14	審査用説明URL	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	
15	マスターファイル	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
16	自社が顧客へ導入した会社数	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	
17	販売を開始した日	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
18	サイバーセキュリティお助け隊、登録番号	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
19	レジ種類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	
20	別売り付属品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	増やすのみ可	-	-	○	
21	ハードウェアに導入するソフトウェア名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	
22	販売形態	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	
23	ソフトウェア(ITツール)の標準販売価格(税抜)	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	引き上げのみ可	引き上げのみ可	-	○	
24	ソフトウェアITツールの最小販売価格(税抜)	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	引き下げのみ可	引き下げのみ可	-	-	
25	申請価格理由書	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
26	ソフトウェアに包有されているライセンス数	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	
27	ライセンス形態	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	
28	ライセンス1・2の標準販売価格(税抜)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	引き上げのみ可	引き上げのみ可	-	○	
29	ライセンス1・2の最小販売価格(税抜)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	引き下げのみ可	引き下げのみ可	-	-	
30	価格設定の内訳/価格設定(自由記載)	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	
31	単位(OP、役務)	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	
32	初期費用 上限価格(税抜)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	引き上げのみ可	引き上げのみ可	-	-	
33	ネットワーク一括監視型サービス(UTM等)月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	-	
34	端末監視型サービス(EDR等)月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	-	
35	ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	(値有→無は不可)	-	
36	代表業種	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	
37	プロセスの選択	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	増やすのみ可	増やすのみ可	-	○	
38	その他導入が可能な業種の選択	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	
39	会計・財務ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	○	
40	受発注関連ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	○	
41	決済関連ソフトウェアの有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	○	
42	ECサイト構築の有無	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	-	-	○	
43	ECサイト構築のパターン	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
44	ECサイトセキュリティ対策	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
45	インボイス制度対応	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	○	
46	クラウド化について	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	○	
47	商流一括インボイス対応型ITツールの申告	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	いいえ→はいは可	いいえ→はいは可	-	-	
48	質問事項1~11	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
49	資料添付	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	-	-	
50	ホームページへの掲載	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	



情報変更申請の受付スケジュールについて

プロセスや機能等の情報変更(申請あり)は2023年7月25日(火)17:00まで受け付けています。

以降については、情報変更できる項目が限定され、最終受付は2023年11月22日(水)17:00となります。

情報変更(申請不要)については常時受け付けています。受付終了時期は別途ホームページでお知らせします。



5. ITツールと交付申請の関係

1. 交付申請 通常枠A類型
2. 交付申請 通常枠B類型
3. 交付申請 デジタル化基盤導入類型
4. 交付申請 商流一括インボイス対応類型
5. 交付申請 セキュリティ対策推進枠



5. ITツールと交付申請の関係

▶ 5-1 交付申請 通常枠A類型

【通常枠A類型の交付申請のプロセス要件について】

1. 業務プロセス(共P-01～各業種P-06)が1種類以上含まれていなければなりません。
2. 汎用プロセス(汎P-07)のみでは交付申請はできません。
3. 複数のソフトウェア、オプション及び役務を組み合わせた申請が可能です。

【通常枠A類型の申請可能なカテゴリについて】

カテゴリ1～7までのITツールが申請可能です。(大分類IVハードウェア、大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスは申請できません)

プロセス表については [8-1 業種・プロセス一覧](#) を参照



申請可能パターン例

A-1
ソフトウェア
(業務プロセス)

A-2
ソフトウェア
(業務プロセス)

A-3
ソフトウェア
(業務プロセス)

A-4
ソフトウェア
(業務プロセス)

A-5
ソフトウェア
(業務プロセス)

+

ソフトウェア
(業務プロセス)

+

ソフトウェア
(汎用プロセス)

+

オプション

+

オプション

+

役務

大分類IVハードウェア
は対象外です。

大分類Vサイバーセ
キュリティお助け隊
サービスは対象外です。

ECサイトは対象外
です。



申請不可パターン例

A-6
ソフトウェア
(汎用プロセス)

※業務プロセスが含まれていない

A-7
ソフトウェア
(汎用プロセス)

+

オプション

※業務プロセスが含まれていない

A-8
ソフトウェア
(業務プロセス)

+

ハードウェア

※ハードウェアが含まれている

A-9
オプション

+

役務

※ソフトウェアが含まれていない

交付申請にはその他にも要件があります。詳細は [公募要領\(通常枠\)](#) をご確認ください。

▶ 5-2 交付申請 通常枠B類型

【通常枠B類型の交付申請のプロセス要件について】

1. 業務プロセス(共P-01～各業種P-06)と汎用プロセス(汎P-07)の中から4種類以上含まれていなければなりません。
2. 複数のソフトウェア、オプション及び役務を組み合わせた申請が可能です。
組み合わせることでプロセス要件を満たすことでも申請が可能です。※ただしプロセス情報が含まれるのはカテゴリ1ソフトウェアのみです。

【通常枠B類型の申請可能なカテゴリについて】

カテゴリ1～7までのITツールが申請可能です。(大分類IVハードウェア、大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスは申請できません)

プロセス表については [8-1 業種・プロセス一覧](#) を参照

大分類IVハードウェアは対象外です。

大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスは対象外です。

ECサイトは対象外です。

○ 申請可能パターン例

B-1	ソフトウェア (業務プロセス4種類)			
B-2	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	
B-3	ソフトウェア (業務プロセス2種類)	+	ソフトウェア (業務プロセス1種類)	+
B-4	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	ソフトウェア (業務プロセス1種類)	+
B-5	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	+
B-6	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	オプション	+

✕ 申請不可パターン例

B-7	ソフトウェア (業務プロセス3種類)			※プロセスが4種類以上ない
B-8	ソフトウェア (業務プロセス2種類)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	※プロセスが4種類以上ない
B-9	ソフトウェア (業務プロセス3種類)	+	オプション	※プロセスが4種類以上ない
B-10	ソフトウェア (業務プロセス4種類)	+	ハードウェア	※ハードウェアが含まれている

交付申請にはその他にも要件があります。詳細は [公募要領\(通常枠\)](#) をご確認ください。

▶ 5-3 交付申請 デジタル化基盤導入類型

【デジタル化基盤導入類型の交付申請のプロセス要件について】

プロセスの数の要件はありません。

【機能要件について】

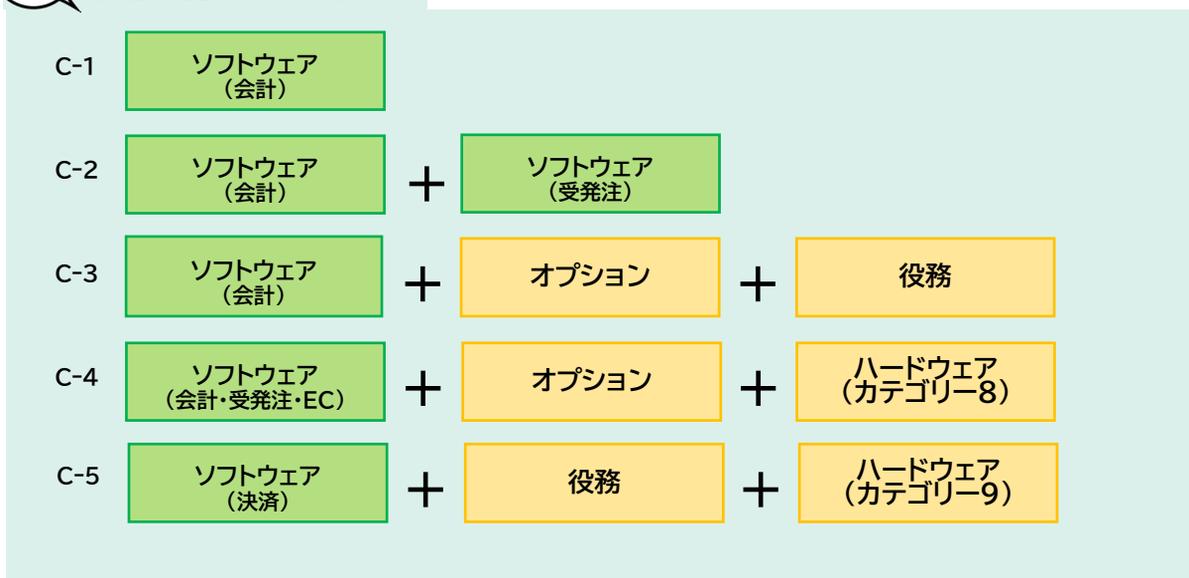
“会計・受発注・決済・EC”のいずれか1つ以上の機能が含まれていなければなりません。

【ITツールの組み合わせについて】

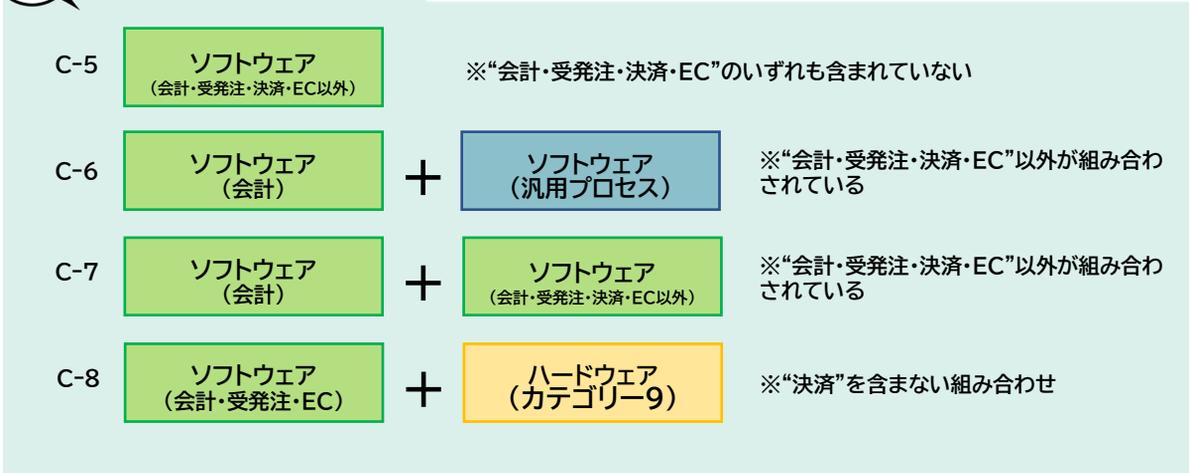
“会計・受発注・決済・EC”以外のソフトウェアを組み合わせることはできません。



申請可能パターン例



申請不可パターン例



デジタル化基盤導入類型は機能数と補助金額によって補助率が変わる等その他にも要件があります。

詳細は [公募要領\(デジタル化基盤導入類型\)](#) をご確認ください。

▶ 5-4 交付申請 商流一括インボイス対応類型

【商流一括インボイス対応類型の交付申請のプロセス要件について】

プロセスの数の要件はありません。

【機能要件について】

[5つの要件](#)をすべて満たさなくてはなりません。

また、ITツールの情報変更にて商流一括インボイス対応類型のITツールであることを申告し、事務局の承認を受けなければなりません。

【ITツールの組み合わせについて】

対応ITツールは1種類のみ交付申請を行うことが可能です。

○ 申請可能パターン例

D-1
ソフトウェア
(商流一括対応)

✕ 申請不可パターン例

D-1	ソフトウェア (商流一括対応)	+	ソフトウェア (商流一括対応)	※2種類以上のITツールを組み合わせできません。
D-2	ソフトウェア (商流一括対応していない)			※商流一括インボイス対応ITツールであると申告(情報変更)されていない場合は交付申請できません。
C-3	ソフトウェア (商流一括対応)	+	ソフトウェア (汎用プロセス)	※2種類以上のITツールを組み合わせできません。
C-4	ソフトウェア (商流一括対応)	+	ソフトウェア (会計・受発注・決済・EC以外)	※2種類以上のITツールを組み合わせできません。
C-5	ソフトウェア (商流一括対応)	+	ハードウェア (カテゴリー9)	※2種類以上のITツールを組み合わせできません。

デジタル化基盤導入類型は機能数と補助金額によって補助率が変わる等その他にも要件があります。

詳細は [公募要領\(商流一括インボイス対応類型\)](#) をご確認ください。

▶ 5-5 交付申請 セキュリティ対策推進枠

【セキュリティ対策推進枠の交付申請のプロセス要件について】

プロセスの数の要件はありません。

【機能要件について】

機能の数の要件はありません。

【ITツールの組み合わせについて】

カテゴリー10 サイバーセキュリティお助け隊サービス以外のITツールを組み合わせることはできません。また、同じカテゴリー10の別のサイバーセキュリティお助け隊サービスを組み合わせることもできません。

【他の類型との重複申請について】

通常枠(A・B類型)やデジタル化基盤導入類型にて、カテゴリー4セキュリティで既にサイバーセキュリティお助け隊サービスを申請し、交付決定を受けている場合、重複してカテゴリー10サイバーセキュリティお助け隊サービスを申請することはできません。また、サイバーセキュリティお助け隊サービスが異なる場合でも申請できません。



申請可能パターン例

E-1

サイバーセキュリティお助け隊サービス



申請不可パターン例

E-2

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

ソフトウェア

E-3

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

ソフトウェア

+

オプション

※上記2点ともに、サイバーセキュリティお助け隊サービス以外のITツールが組み合わされている

E-4

サイバーセキュリティお助け隊サービス

+

サイバーセキュリティお助け隊サービス

※サイバーセキュリティお助け隊サービスを重複して申請している

交付申請にはその他にも要件があります。詳細は  [公募要領\(セキュリティ対策推進枠\)](#) をご確認ください。



6. ITツールと実績報告の関係

1. 実績報告における注意事項



6. ITツールと実績報告の関係

▶ 6-1 実績報告における注意事項

補助事業者は交付決定後、交付決定を受けたITツールを購入しITツールを導入します。これを【補助事業の実施】と言います。補助事業が完了したら、補助事業者は事務局へ実績報告を行っていただきます。

事務局は報告された補助事業の内容について、交付申請に基づき正しく実施され、経費が適正に支出されたことを検査します。必要に応じて立入調査・ヒヤリング等を行う場合があります。IT導入支援事業者の皆様は、実績報告時を考慮し、ITツール登録の際に以下の点にご注意ください。



交付決定を受けたITツールの登録情報と請求書明細書の内容が一致するか。

請求明細書に明示された【製品名】【価格】【パッケージ内容】などが、交付決定を受けたITツールの情報と一致しているかの確認します。

ITツール名と請求明細の費目が一致していることが望ましいですが、ITツール名と請求明細書に記載される商品名の一致が確認しづらいものは、ITツール登録時のITツール概要に明示をするか、請求明細書にITツール名やITツールNoを明示する等の対応をお願いします。

一致が確認できない場合、追加の説明や資料を求めますが、それによっても確認できない際は、補助対象外と判断されることがあります。



ITツールの登録情報に含まれていない費用が混在していないか。

事前登録されたITツールが交付申請で選択され交付決定を受けることにより、補助事業に必要な経費として【補助対象経費】と認められます。

ITツールは、適切なカテゴリーを選択し [ITツール登録要領](#) に沿って正しい情報で登録してください。

注)複数のソフトウェアや役務・オプション・ハードウェアなどの経費を混在させて1つのITツールとしては登録できません。【ソフトウェア】【役務】【オプション】【ハードウェア】はそれぞれ個別にITツール登録を行ったうえで、交付申請時に選択をしてください。

実績報告の検査にて、交付決定を受けたITツール以外の費用が含まれていると判断された場合や、対象外と指定されている経費など要件を満たさない経費と判断された場合は、補助対象経費とはなりません。



7. ITツール入力画面イメージ

1. IT事業者ポータル画面イメージ
2. 大分類Ⅰソフトウェアの入力画面イメージ
3. 大分類Ⅱオプションの入力画面イメージ
4. 大分類Ⅲ役務の入力画面イメージ
5. 大分類Ⅳハードウェアの入力画面イメージ
6. 大分類Ⅴサイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ



7. ITツール入力画面イメージ

▶ 7-1 IT事業者ポータル画面イメージ



◆ITツール関連 タブ

ITツール新規登録

新規に登録する場合は【ITツール新規登録】から申請できます。

ITツール検索

一次保存中、申請中、要訂正など、ステータス別にITツールが検索できます。



◆ステータス

要訂正

事務局より戻されている状態です。

一次保存

事業者側で編集のため未提出の状態です。

事務局審査中

ITツールの申請が提出され、事務局で審査されている状態です。

コンソーシアム幹事社の構成員申請承認



◆幹事社による提出

コンソーシアムの幹事社は、構成員が作成したITツールの提出を行う必要があります。

事務局への提出待ちのITツールは黄色色で表示されます。

「提出ボタン」を押下し、内容を確認。誤り等が無ければ「登録ボタン」を押下します。

内容にお間違いがなければ登録ボタンを押してください。

差し戻し

登録

7-2 大分類 I ソフトウェアの入力画面イメージ

STEP 1

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について
十分理解のうえ、手続きを進めてください



STEP 2

ITツール登録
入力0% 100%

ITツールの登録時に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、「ITツール登録要領」と「ITツール登録の手引き」を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
 - ITツール情報に入力された想定価格の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - 内容に不明点が多く追加確認を要する。
- 登録するカテゴリに振りがある。差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただいております。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ) 情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発見した場合は事務局の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

戻る

次へ

STEP 3

ITツール登録
入力0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者
種別

法人（単独）/コンソーシアム幹事社

コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください。

ITツール登録担当者
名ITツール登録担当者
メールアドレスITツール登録担当者
連絡先【コンソーシアム構成員から】を選択した場合
※幹事社画面の例

ITツール登録担当者
種別

法人（単独）/コンソーシアム幹事社

コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください。

検索

担当構成員検索

申請番号

構成員の管理番号

法人名

番号・路号

代表者名：氏

代表者名：名

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名
SIT04-0	株式会社

構成員の登録リストが表示されます。ITツール
登録担当となる構成員を選択してください。

STEP 4

ITツール登録
入力

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者
名ITツール登録担当者
メールアドレスITツール登録担当者
連絡先

カテゴリ

必須

登録するカテゴリをい
ずれか一つを選択

大分類Ⅰ. ソフトウェア

 1. ソフトウェア

大分類Ⅱ. オプション

 2. 機能拡張 3. データ連携ツール 4. セキュリティ

大分類Ⅲ. 役務

 5. 導入コンサルティング
 6. 導入設定、マニュアル作成、導入研修
 7. 保守・サポート

大分類Ⅳ. ハードウェア

 9. POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

※レジ以外の用途で、「会計・受発注・決済・EC」のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入する【カテゴリ8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】については事前の登録申請は不要です。

大分類Ⅴ. サイバーセキュリティお助けサービス

 10. サイバーセキュリティお助けサービス

ITツール管理コード

必須

全角半角で入力 80文字以内

自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名

必須

全角半角で入力 80文字以内

- 同じITツール名は利用できません。
- シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎に分けて登録してください。
- 正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金パック、おすすめプランforIT補助金)
- ホームページに掲載されます。
- 実績報告の際に提出される証憑とITツール名が英合がしやすい名称にしてください。

開発メーカー 自社製品 他社製品

開発メーカー名

全角半角で入力 100文字以内
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

開発メーカー 自社製品 他社製品

開発メーカー名

全角半角で入力 100文字以内
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

STEP 5

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツール基本情報入力

開発メーカー

必須

 自社製品 他社製品

開発メーカー名

他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するま
でにかかる日数

必須

 日

本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項
目）内容

必須

導入方法と作業内容を入力してください。

例1：技術スタッフが訪問の上インストール作業を行います。1台あたり1時間。
例2：発行したID、PWをお客様にて利用開始。導入作業時間なし。

ITツール概要（説明）

必須

ITツールの概要説明を記述してください。
どの様な機能を持っているか、導入によってどの様な効果を見込めるか等できるだけ詳しく記述してください。
オプションや役務の場合は何のソフトに対するものかわかるように記述してください。
※ホームページに掲載されます

WEB掲載用URL

必須

※ホームページに掲載されます

審査用説明URL

必須

プロセス（機能）と価格について確認が取れるURLを入力してください。
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

マスターファイル

必須

マスターファイルを入力してください。

(注) マスターファイルとは、業務を行う上での基本情報を集約したDBで、トランザクションDBとは異なります。
例) 顧客マスター、商品マスター、仕入先マスター等

自社が顧客へ導入した

会社数 必須

 社

自社が顧客へ導入した会社数（実績）を入力してください（開発メーカーが販売した数ではありません）

販売を開始した日

必須

本ITツールの販売を開始した日を入力してください
（開発メーカーが販売を開始した日ではありません）

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

STEP 6

ITツール登録
入力



価格の入力について「[ITツール登録の手引き（価格の入力例）](#)」に例示が提示されています。申請するソフトウェアの「パターン」にあわせて例示を参考にしながら入力してください。

ソフトウェア価格の入力

販売形態 買取 サブスクリプション

ソフトウェアの標準販売価格（税抜） 必須

半角数字で入力 カンマ不可 円

ソフトウェアの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、買取の場合はソフトウェアの買取価格、サブスクリプションの場合は1年分のソフトウェア利用料金を入力してください。税抜で入力してください。

ソフトウェアの最小販売価格（税抜） 必須

半角数字で入力 カンマ不可 円

ソフトウェアの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

ソフトウェアに包有されているライセンス数 必須

半角数字で入力 Lic

ソフトウェアにあらかじめライセンスが含まれている場合は数量を入力してください。ライセンスのみを販売する形態（SaaSやサブスクリプション形式など）は「1」と入力してください。注。ここで入力いただくのはあくまでライセンス数であり、利用可能PC台数ではありません。1ライセンスで2台まで利用できるケースは「1」と入力してください。

<p>例1： 5ライセンスがあらかじめ含まれている定価1,000,000円のソフトウェア。2,20,000円まで値引きする可能様あり。</p> <p>ソフトウェアの標準販売価格（税抜）・・・「1,000,000」円と入力 ソフトウェアの最小販売価格（税抜）・・・「220,000」円と入力 ソフトウェアに包有されているライセンス数・・・「5」台と入力</p> <p>ライセンス形態は【A.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション】を選択します。</p>	<p>例2： 月額1,000円のSaaSの会計ソフト。値引きの予定はなし。</p> <p>ソフトウェアの標準販売価格（税抜）・・・「12,000」円と入力 ソフトウェアの最小販売価格（税抜）・・・「12,000」円と入力 ソフトウェアに包有されているライセンス数・・・「1」台と入力</p> <p>ライセンス形態は【A.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション】を選択します。</p>
<p>例3： ソフトウェア本体のみで定価1,000,000円のソフトウェア。ライセンスは別売り。500,000円まで値引きする可能様あり。</p> <p>ソフトウェアの標準販売価格（税抜）・・・「1,000,000」円と入力 ソフトウェアの最小販売価格（税抜）・・・「500,000」円と入力 ソフトウェアに包有されているライセンス数・・・「0」台と入力</p> <p>ライセンス形態は【A.ライセンス販売あり】を選択し、ライセンス数を入力します。</p>	<p>例4： ソフトウェア本体で定価100,000円のサブスクリプション形式のソフトウェア。30,000円まで値引きする可能様あり。</p> <p>ソフトウェアの標準販売価格（税抜）・・・「100,000」円と入力 ソフトウェアの最小販売価格（税抜）・・・「30,000」円と入力 ソフトウェアに包有されているライセンス数・・・「1」台と入力</p> <p>ライセンス形態は【A.ライセンス販売あり】を選択し、ライセンス数を入力します。</p>
<p>例5： ソフトウェア本体で定価100,000円のサブスクリプション形式のソフトウェア。30,000円まで値引きする可能様あり。</p> <p>ソフトウェアの標準販売価格（税抜）・・・「100,000」円と入力 ソフトウェアの最小販売価格（税抜）・・・「30,000」円と入力 ソフトウェアに包有されているライセンス数・・・「1」台と入力 ※標準販売価格500,000円、最小販売価格50,000円、30%で設定しても構いません。</p> <p>ライセンス形態は【A.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション】を選択します。</p>	

ライセンス形態 必須

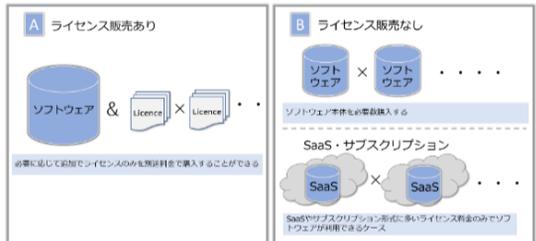
A.ライセンス販売あり

B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

ライセンス形態を選択してください。追加で利用ユーザーを増やす場合、以下のどちらに該当しますか？

A. 別途ライセンスのみを購入することで、利用ユーザーを増やすことができます。
Aを選択してください。追加で「ライセンスの価格」の設定が必要です。

B. ライセンス販売はなく、ソフトウェアを追加購入することでユーザーを増やすことができます。
または、SaaS・サブスクリプション形式である。
Bを選択してください。「ライセンスの価格」の設定は不要です。



価格設定の内訳 必須

全角半角で入力 255文字以内

上記で設定した価格の内訳を説明してください。

ソフトウェアの標準販売価格（税抜） 必須

円

ソフトウェアの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きがされていない価格のことで、買取の場合はソフトウェアの買取価格、サブスクリプションの場合は1年分のソフトウェア利用料金を入力してください。税抜で入力してください。

ソフトウェアの最小販売価格（税抜） 必須

円

ソフトウェアの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

申請価格理由書 必須 **ファイル添付** 選択されていません

ITツールの標準販売価格について、IT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めています。
理由書は任意書式をPDF形式で提出してください。
①IT導入支援事業者名、②ITツール名、③ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定とその価格設定理由について、IT導入支援事業者として説明を行うください。
（③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を記載してください。）

価格が高額の場合、[申請価格理由書](#)が必要です。

【A.ライセンス販売あり】を選択した場合

ライセンス形態 必須

A.ライセンス販売あり

B.ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

ライセンス1の販売価格

標準販売価格（税抜） 必須 半角数字で入力 カンマ不可 円 / 1ライセンスあたり

1年分の価格を入力してください。

1ライセンスの標準販売価格を入力してください。値引きがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

最小販売価格（税抜） 必須 半角数字で入力 カンマ不可 円 / 1ライセンスあたり

1年分の価格を入力してください。

1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

ライセンス2の販売価格

ライセンスの種類が2種類ある場合はライセンス2の項目に入力してください。ライセンス2の入力は任意です。
3種類以上は入力できません。その場合は2種類までを入力し、適用後を使用し申請後に入力してください。
※適用後はITツール情報申請書へ提出後、ITツールの詳細画面から使用することが可能です。

標準販売価格（税抜） 必須 半角数字で入力 カンマ不可 円 / 1ライセンスあたり

1年分の価格を入力してください。

1ライセンスの標準販売価格を入力してください。値引きがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

最小販売価格（税抜） 必須 半角数字で入力 カンマ不可 円 / 1ライセンスあたり

1年分の価格を入力してください。

1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

価格設定の内訳 必須

全角半角で入力 255文字以内

ソフトウェア価格とライセンス価格で設定した金額の内訳を説明してください。

STEP 7

ITツール登録
入力

0% 100%

プロセスの選択

代表的な業種の選択

必須

--未選択--

いずれか一つを選択してください。
※ホームページに掲載されますITツールが有するプロセスを選択してください。(複数選択可)
プロセス(機能)の内容が十分に説明されている資料をご提出ください。

---プロセス要件について【ITツール登録要領】からの抜粋---

- 保有する機能が本登録要領にて定義するプロセス中からいずれか1つ以上に該当する業務ソフトウェアが対象となる。
- 1つのプロセスの中で幅広く業務をカバーするソフトウェアであること。
- 業務プロセスと汎用プロセスは同時に選択することはできない。

PCコード	プロセス	該当する機能例	該当するものを選択してください
共P-01	① 顧客対応・販売支援	<ul style="list-style-type: none"> MA: トラッキング機能(潜在顧客属性情報・行動履歴収集・分析)、リード管理(潜在顧客育成、潜在顧客選別) SFA: 見込客情報・案件情報・商談進捗・営業促進活動・営業管理等実績管理 CRM: 顧客購買履歴・対応履歴全社共有・顧客分析・販促・アフターケア機能 予約受付台帳、無人受付・無人チェックイン 	<input type="checkbox"/>
共P-02	② 決済・債権債務・資金回収	<ul style="list-style-type: none"> 決済(PoSレジ、券売機システム、ECサイト用カート、多通貨対応) 発注・仕入管理、買掛・支払管理 委託・売上請求管理、売掛・回収管理 電子記録債権・手形管理 採算管理(売上分析、粗利管理) 	<input type="checkbox"/>
共P-03	③ 供給・在庫・物流	<ul style="list-style-type: none"> 取引条件管理(取引先、納入条件) ロケーション管理、入出庫管理、異地届卸管理、検品受入 在庫分析、在庫基準 納品管理(納品先、納品期限、納品商品、配送状況確認等) 配送業者管理、配送計画、納品手続処理 	<input type="checkbox"/>
共P-04	④ 会計・財務・経営	<ul style="list-style-type: none"> 予算統制、資金繰り計画、CMS(キャッシュ・マネジメント) 仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、決算試算表、財務三表(B/S、P/L、C/F) 固定資産台帳、減価償却計算 経費精算 法定経書・税務申告書作成 管理会計、経営分析 	<input type="checkbox"/>
共P-05	⑤ 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・償シス	<ul style="list-style-type: none"> 出退勤申請・管理 シフト作成、36協定、長時間労働等 給与計算、有給計算・管理、社会保険計算、年末調整計算 人事基本台帳、人事評価 採用・処遇・異動・退職手続、労働契約管理 ストレスリスクの自動検知、ストレス診断・アンケート、ストレス要因可視化、改善計画策定、福利厚生管理 社内向け研修ツール(階級別研修・セキュリティ研修・技術研修・eラーニング作成・配信) 電子契約、リーガルチェック、BCP支援、ISO管理 社内資産管理(器具、備品、ファシリティ、IT資産、MDM、機器管理、知財管理等) 	<input type="checkbox"/>
汎P-07	⑦ 汎用・自動化・分析ツール	<ul style="list-style-type: none"> 文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、顧客データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト 文書証憑管理ソフト、OCR、PDF、ペーパーレス化ツール ワークフロー、グループウェア、コラボレーションツール、社内SNS、社内チャットツール CTI、PBX、IVR WEB会議システム、リモートデスクトップ、シンククライアント ビジネスアプリ作成ツール 同時編集機能等が付加されたオンラインストレージサービス RPA、チャットボットシステム BI、分析・解析専門ツール 	<input type="checkbox"/>

戻る

次へ

代表的な業種の選択

必須

3. 製造業向け

いずれか一つを選択してください。
※ホームページに掲載されます

【0. すべての業種向け(業種を問わない)以外を選択した場合

製P-06	④ 業種固有プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理(品質検証「部品・完成品」、品質改善「生産プロセス」、トレーサビリティ、外注先評価) 製造工程管理(製造指示、指示書、納期管理、ロット管理) 製造管理(作業進捗、作業日報、安全管理、MES) 製造設備管理(稼働状況、設備保全) 生産管理(生産計画立案、工程計画、資材所要量計算) CAD、CAM、CAE 部品表(BOM)、配合表(食品加工)、コスト計算、原価計算 プリプレスツール: 組版、デザインツール、工程管理・品質管理 	<input type="checkbox"/>
-------	------------	---	--------------------------

業種固有プロセスP-06が表示される

0% 100%

STEP 8

その他にも導入することが可能な業種の選択

選択不要な業種にチェックが付いている場合はチェックを外してください。

- 対応する業種
複数選択可
[選択内容をクリア](#)
1. 農業・林業・漁業向け 2. 建設・土木業向け
3. 製造業向け 4. 情報サービス業向け
5. 運輸業向け 6. 卸売業向け
7. 小売業向け 8. 保険・金融業向け
9. 不動産業向け 10. 物品賃貸業向け
11. 専門・技術サービス業向け 12. 宿泊業向け
13. 飲食業向け 14. 生活関連サービス業向け
15. 教育・学習支援業向け 16. 医療業向け
17. 介護業向け 18. 保育業向け
19. その他サービス業向け
20. 上記のいずれにも分類されない業種向け

◀ 戻る

▶ 次へ

0% 100%

STEP 9

デジタル化基盤導入類型の申請に係る要件について

申請するITツールが以下のいずれかに該当する場合、「はい」を選択してください。

会計・財務ソフトウェアに該当しますか？ 必須

会計・財務ソフトウェアとは仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、試算表や財務三表の作成機能があるソフトウェアのことです。

 はい いいえ受発注関連のソフトウェアに該当しますか？ 必須

売り手側機能では売上請求管理、売掛・回収管理や電子記録債権、手形管理機能、買い手側機能では仕入管理（仕入明細）、買掛・支払管理等の機能があるソフトウェアのことです。

 はい いいえ決済関連のソフトウェアに該当しますか？ 必須

POSレジシステム等の決済機能や、商品売買に伴い金銭のやり取りによって債権債務を解消させる機能のことです。

 はい いいえECサイト構築に該当しますか？ 必須

WEBサイト上で商品を販売する電子商取引を実装したウェブサイトのことです。

 はい いいえ

◀ 戻る

▶ 次へ

【ECサイト構築に該当しますか？】
を選択した場合

ECサイト構築に該当しますか？ 必須

WEBサイト上で商品を販売する電子商取引を実装したウェブサイトのことです。

はい いいえ

ECサイト構築のパターンを選択 必須

--未選択--

ECサイトのセキュリティ対策 必須

全角半角で入力 255文字以内

制作するECサイトに調べるセキュリティ対策内容を申請してください。

ECサイトの構築パターンを
選択してください。

--未選択--

--未選択--

フルスクラッチ

CMS利用

ショッピングサイト出庫

STEP 10

0% 100%

この項目は国の政策に対応しているかを問うページです。
非対応であっても登録を不可とするものではありません。

国の政策への対応について

インボイス制度対応 必須

インボイス制度への対応について、会計や債権関連のソフトウェア(請求書他、発動定元帳の帳簿等)の場合、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応していますか？

対応済みの場合は申告をしてください。

<インボイス制度とは>

2019年10月より開始された区分記載請求書等保存方式ではなく、2023年10月より開始される適格請求書等保存方式のことを指します。

インボイス制度については国税庁のホームページを参照ください。

[インボイス制度とは](#)

対応済 対応なし

クラウド化について 必須

国が推進するソフトウェアの「クラウド化」に資するITツールですか？

ソフトウェアのプログラムが提供事業者が用意するクラウドサーバーで稼働するもの（いわゆるSaaS）や、自社で用意したプライベートクラウド等で稼働するITツールが該当します。

<クラウドを利用したITツール導入の検討とは>

2018年6月7日各府省庁情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定された「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」のクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドツールの導入を促すこととする。

[政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針](#)

はい いいえ

戻る

次へ

【対応済】を選択した場合

対応済 対応なし

インボイス申告の理由 必須

全角半角で入力 255文字以内

インボイス説明資料 必須

インボイス制度に対応していることがわかる請求書等の出力様票のサンプルを添付してください。

ファイル添付 選択されていません

インボイス対応が確認できる証憑のサンプルを添付してください

STEP 11

ITツールの審査を行うにあたっての質問事項

申請するITツールについてお尋ねするものにチェックしてください。
 お間違いなく内容によって回答不能と判断するものではありません。
 不明な点については内容とソフトウェアの仕様について不明点があった場合、
 申請日より内容の確認をさせていただきますので御座います。

ITツールの審査を行うにあたっての質問事項

- 0% 100%
- 1 貴社が独自に企画開発し、開発したソフトウェアですか はい いいえ
 - 2 FileMakerP、Access/VBAなどで制作したソフトウェアですか はい いいえ
 - 3 kintoneを使って制作したソフトウェアですか はい いいえ
 - 4 Salesforceを使って作成したソフトウェアですか はい いいえ
 - 5 アプリケーション基盤として、AWS、Azure、GCPなどを利用していませんか はい いいえ
 - 6 SaaSプラットフォームの提供ですか（導入又はプラットフォーム） はい いいえ
 - 7 SaaSプラットフォームサードスの提供ですか（導入又はサードス利用等） はい いいえ
 - 8 クラウドでソフトウェアを提供する場合、クラウドサービスは貴社が構築していますか はい いいえ
 - 9 顧客の要求に合わせてカスタマイズを行うソフトウェアですか はい いいえ
 - 10 ITツールの提供に、カスタマイズ等の費用は含まれていますか はい いいえ
 - 11 ソフトウェアのライセンスに契約区分別価格（5年別価格等）が明記されていますか はい いいえ

戻る

次へ

STEP 12

資料添付

0% 100%

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。
 ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。
 この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
 資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

機能説明資料 **必須**
 ファイル添付 選択されていません
価格説明資料 **必須**
 ファイル添付 選択されていません

その他説明資料（任意）

 ファイル添付 選択されていません

添付漏れはありませんか？

なければ次へをクリックしてください。

戻る

次へ

STEP 13

ITツール登録
確認

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。
添付したファイルは既に中身を確認し、添付関係がないかを必ずご確認ください。

ITツール登録者選択

確定

実行希望ITツールの
入力済番号

添付者/カテゴリ選択

確定

ITツール登録担当者
種別

カテゴリ

ITツール管理コード

ITツール名

ITツール基本情報入力

確定

開発メーカー

開発メーカー名

本ITツールを導入するま
でにかかる日数

導入にかかる作業
(登録) 内容

ITツール概要 (説明)

WEB掲載URL <http://www.example.com>

検索用URL <http://www.example.com>

マスターファイル

届社が届所へ届した会社
社名

届所を届出した日

ソフトウェア連携の入力

確定

内容にお間違いがなければ登録ボタンを押してください。

戻る

登録

.com の内容

この内容を登録します。よろしいですか？

OK

キャンセル

FINISH

ITツール登録
完了

0% 100%

ITツールの登録申請を受け付けました。

ITツールNoはTL04-0001877です。

審査が終わり次第、順次結果をご連絡させていただきますが、ITツールの内容や申請の混雑具合によ
っては10営業日程度のお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。
審査結果はメールでご連絡をさせていただきますが、IT事業者ポータルでも随時ご確認いただけま
す。
尚、審査中のITツールは交付申請を行うことができません。

続けて登録

▶ 7-3 大分類Ⅱオプションの入力画面イメージ

STEP 1

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について
十分理解のうえ、手続きを進めてください

ITツール登録要領

ITツール登録の手引き

手続き画面へ

STEP 2

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツールの登録時に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、[【ITツール登録要領】](#)と[【ITツール登録の手引き】](#)を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
 - ITツール情報に入力された設定価格の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - 内容に不明点が多く追加確認を要する。
 - 登録するカテゴリに誤りがある。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただきます。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ) 情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行いません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発覚した場合は事務所の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

戻る

次へ

STEP 3

ITツール登録
入力

0% 100%

担当者/カテゴリー選択

ITツール登録担当者
種別 法人（単独）/コンソーシアム幹事社
 コンソーシアム構成員から選択

※検索するITツールに関連する
問合せ先を選択してください

ITツール登録担当者
名

ITツール登録担当者
メールアドレス

ITツール登録担当者
連絡先

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合
※幹事社画面の例

ITツール登録担当者種別 法人（単独）/コンソーシアム幹事社
 コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください

検索

担当構成員検索

申請番号

構成員の管理番号

法人名

屋号・商号

代表者名：氏

代表者名：名

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名
SIT04-0	株式会社 〇〇

構成員の登録リストが表示されます。ITツール
登録担当となる構成員を選択してください。

STEP 4

カテゴリ 必須
登録するカテゴリをいづれか一つを選択

大分類Ⅰ. ソフトウェア
 1. ソフトウェア

大分類Ⅱ. オプション
 2. 機能拡張 3. データ連携ツール
 4. セキュリティ

大分類Ⅲ. 役務
 5. 導入コンサルティング
 6. 導入設定、マニュアル作成、導入研修
 7. 保守・サポート

大分類Ⅳ. ハードウェア
 9. POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機
※レジ以外の用途で、「会計・受発注・決済・EC」のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入する【カテゴリ8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】については事前の登録申請は不要です。

大分類Ⅴ. サイバーセキュリティお助け隊サービス
 10. サイバーセキュリティお助け隊サービス

ITツール管理コード 必須
全角半角で入力 80文字以内
自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名 必須
全角半角で入力 80文字以内

- 同じITツール名は利用できません。
- シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎に分けて登録してください。
- 正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金パック、おすすめプランforIT補助金)
- ホームページに掲載されます。
- 実績報告の際に提出される様態とITツール名が実合がしやすい名称にしてください。

STEP 5

ITツール登録入力

0% 100%

ITツール基本情報入力

開発メーカー 必須
 自社製品 他社製品

開発メーカー名
全角半角で入力 100文字以内
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数 必須
半角数字で入力 日
本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容 必須
全角半角で入力 255文字以内
 導入方法及び作業内容を入力してください。
 例1：技術スタッフが訪問の上インストール作業を行います。1台あたり1時間。
 例2：発行したID、PWをお客様にて利用開始。導入作業時間なし。

ITツール概要（説明） 必須
全角半角で入力 1000文字以内
 ITツールの概要説明を記述してください。
 どの様な機能を持っているか、導入によってどの様な効果を見込めるか等をできるだけ詳しく記述してください。
 オプションや役務の場合は何のソフトに対するものかわかるように記述してください。
 ※ホームページに掲載されます

審査用説明URL
http://xxxxxx.com
プロセス（権限）と価格について確認が取れるURLを入力してください。
 この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
 資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

STEP 6

ITツール登録入力

100%

【4.セキュリティ】を選択した場合

開発メーカー 必須
 自社製品 他社製品

開発メーカー名
全角半角で入力 100文字以内
他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまでにかかる日数 必須
半角数字で入力 日
本ITツールを購入（契約）してから導入するまでにかかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容 必須
全角半角で入力 255文字以内
 導入方法及び作業内容を入力してください。
 例1：技術スタッフが訪問の上インストール作業を行います。1台あたり1時間。
 例2：発行したID、PWをお客様にて利用開始。導入作業時間なし。

ITツール概要（説明） 必須
全角半角で入力 1000文字以内
 ITツールの概要説明を記述してください。
 どの様な機能を持っているか、導入によってどの様な効果を見込めるか等をできるだけ詳しく記述してください。
 オプションや役務の場合は何のソフトに対するものかわかるように記述してください。
 ※ホームページに掲載されます

審査用説明URL
http://xxxxxx.com
プロセス（権限）と価格について確認が取れるURLを入力してください。
 この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
 資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度 必須

 サイバーセキュリティお助け隊として認められたITツールですか？
[サイバーセキュリティお助け隊とは？](#)
 はい いいえ

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度 必須

 サイバーセキュリティお助け隊として認められたITツールですか？
[サイバーセキュリティお助け隊とは？](#)
 はい いいえ

登録番号 必須
半角で入力 (入力例：2022-9999)
 はい いいえ

【はい】を選択した場合は、登録番号を入力してください

STEP 7

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツールの販売価格の入力

販売価格 販売 サブスクリプション

ITツールの標準販売価格 (税抜) 円
ITツールの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

ITツールの最小販売価格 (税抜) 円
ITツールの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売者が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

ITツールに
販売されている
ライセンス数 件
ITツールに販売されているライセンスが設定されている場合は販売数を入力してください。ライセンスの数を販売する形態 (SaaSがサブスクリプション形式) は「1」と入力してください。
注: ここで入力した数とは別でライセンス数であり、申請価格設定とは別の入力です。1ライセンスで複数台が利用できるケースは「1」と入力してください。

<p>高1</p> <p>ITツールの標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。</p>	<p>高2</p> <p>ITツールの最小販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。</p>
<p>高3</p> <p>ITツールの標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。</p>	<p>高4</p> <p>ITツールの最小販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。</p>

ライセンス形態 A. ライセンス販売あり B. ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

ライセンス形態を選択し、販売形態を選択してユーザーを登録してください。

A. 複数ライセンスの形態
A/Bを選択してください。

B. ライセンス販売形態は、ソフトウェアを別途で導入することでユーザーを操作することができます。または、SaaS・サブスクリプション形式である。販売形態は「1」を選択してください。

A. ライセンス販売あり

B. ライセンス販売なし

SaaS・サブスクリプション

価格設定の内訳

価格の単位を選択してください

単位

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

ITツールの標準販売価格 (税抜) 円
ITツールの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

ITツールの最小販売価格 (税抜) 円
ITツールの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売者が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。この情報は審査のみで利用されます。

申請価格理由書 ファイル添付 選択されていません

ITツール標準販売価格について、IT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、「申請価格理由書」を求めています。
理由書は任意書式でPDF形式で提出してください。
①IT導入支援事業者名、②ITツール名、③ITツールの標準販売価格・ライセンスの標準販売価格の価格設定とその価格設定理由について、IT導入支援事業者として説明を行ってください。
(③理由の説明には、リリース直後の開発費用の資金回収計画や、マーケットに対する希少性の内容等、具体的な内容を記載してください。)

価格が高額の場合、[申請価格理由書](#)が必要です。

ライセンス形態 A. ライセンス販売あり B. ライセンス販売なし・SaaS・サブスクリプション

ライセンス1の販売価格

標準販売価格 (税抜) 円 / 1ライセンスあたり
1ライセンスの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

最小販売価格 (税抜) 円 / 1ライセンスあたり
1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売者が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

ライセンス2の販売価格

ライセンスの種類が2種類ある場合はライセンス2の項目を入力してください。ライセンス2の入力は任意です。3種類以上は入力できません。その場合は2種類までを入力し、通信欄を使用し事務局へご相談ください。
※通信欄はITツール情報を事務局へ提出後、ITツールの詳細画面から使用することが可能です。

標準販売価格 (税抜) 円 / 1ライセンスあたり
1ライセンスの標準販売価格を入力してください。標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きがされていない価格のことで、税抜で入力してください。

最小販売価格 (税抜) 円 / 1ライセンスあたり
1ライセンスの最小販売価格を入力してください。メーカーの販売価格ではなく、販売者が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。※この情報は審査のみで利用されます。

価格設定の内訳

ソフトウェア価格とライセンス価格で設定した金額の内訳を説明してください。

単位

毎月
 半年
 1年
 数年
 買取り

STEP 8

ITツール登録
入力

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

機能説明資料 必須
 ファイル添付 選択されていません
価格説明資料 必須
 ファイル添付 選択されていません

その他説明資料（任意）

 ファイル添付 選択されていません

添付漏れはありませんか？

なければ次へをクリックしてください。

 戻る 次へ

STEP 9

ITツール登録
確認

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。
添付したファイルは開いて中身を確認し、添付間違えがないかを必ずご確認ください。

担当者/カテゴリ選択

 修正ITツール登録担当者
種別

カテゴリ

ITツール管理コード

ITツール名

ITツール基本情報入力

 修正

開発メーカー

本ITツールを導入するま
でにかかる日数導入にかかる作業
（項目）内容

ITツール概要（説明）

審査用説明URL

ITツールの販売価格の入力

 修正

販売形態

ITツールの
標準販売価格（税抜）ITツールの
最小販売価格（税抜）ITツールに
包含されている
ライセンス数

ライセンス形態

価格設定の内訳

単位

資料添付

 修正

機能説明資料

※必ずファイルを開いて確認してください。

 機能説明資料.pdf

価格説明資料

※必ずファイルを開いて確認してください。

 価格説明資料.pdf

その他説明資料（任意）

添付されていません

内容にお間違いがなければ登録ボタンを押してください。

 戻る 登録

.com の内容
この内容を登録します。よろしいですか？

FINISH

ITツール登録
完了

0% 100%

ITツールの登録申請を受け付けました。

ITツールNoはTL04-0002047です。

審査が終わり次第、順次結果をご連絡させていただきますが、ITツールの内容や申請の滞り具合によっては10営業日程度のお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。
審査結果はメールでご連絡させていただきますが、IT事業者ポータルでも随時ご確認いただけます。
尚、審査中のITツールは交付申請を行うことができません。

 続けて登録

▶ 7-4 大分類Ⅲ役務の入力画面イメージ

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について
十分理解のうえ、手続きを進めてください

STEP 1

● ITツール登録要領

● ITツール登録の手引き

● 手続き画面へ

STEP 2

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツールの登録時に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、[【ITツール登録要領】](#)と[【ITツール登録の手引き】](#)を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - ア、提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
 - イ、ITツール情報に入力された想定価格の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - ウ、内容に不明点が多く追加確認を要する。
 - エ、登録するカテゴリに誤りがある。
 差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いたいております。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ) 情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行えません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発覚した場合は事務局長の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

● 戻る

● 次へ

STEP 3

ITツール登録
入力

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者
種別

法人（単独）/コンソーシアム幹事社

コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
担当者名を選択してください。

ITツール登録担当者
名

ITツール登録担当者
メールアドレス

ITツール登録担当者
連絡先

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合
※幹事社画面の例

ITツール登録担当者
種別

法人（単独）/コンソーシアム幹事社

コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
担当者名を選択してください。

検索

担当構成員検索

申請番号

構成員の管理番号

法人名

番号・商号

代表者名：氏

代表者名：名

検索結果をクリア 検索

申請番号	構成員名
SI104-0	法 〇〇〇 〇〇

構成員の登録リストが表示されます。ITツール登録担当となる構成員を選択してください。

STEP 7

ITツール登録
入力

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。
ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

価格説明資料

 ファイル添付 選択されていません

その他説明資料（任意）

 ファイル添付 選択されていません

添付漏れはありませんか？

なければ次へをクリックしてください。

 戻る 次へ

STEP 8

ITツール登録
確認

0% 100%

申請内容の確認

入力内容および添付ファイルを確認してください。
添付したファイルは開いて中身を確認し、添付間違えがないか必ずご確認ください。

担当者/カテゴリ選択

 修正ITツール登録担当者
種別

カテゴリ

ITツール管理コード

ITツール名

ITツール基本情報入力

 修正

実施者 氏名

実施者 社名

実施者 メールアドレス

実施者 連絡先TEL

実施内容

審査用説明URL

ITツールの販売価格の入力

 修正ITツールの
標準販売価格（税抜） 円ITツールの
最小販売価格（税抜） 円

価格設定の内訳

単位

資料添付

 修正

価格説明資料

※必ずファイルを開いて確認してください。

 価格説明資料.pdf

その他説明資料（任意）

※必ずファイルを開いて確認してください。

 その他資料.pdf

内容にお間違えがなければ登録ボタンを押してください。

 戻る 登録.com の内容
この内容を登録します。よろしいですか？

OK

キャンセル

FINISH

ITツール登録
完了

0% 100%

ITツールの登録申請を受け付けました。

ITツールNoはTL04-0002047です。

審査が終わり次第、順次結果をご連絡させていただきますが、ITツールの内容や申請の遅延具合によっては10営業日程度のお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。
審査結果はメールでご連絡をさせていただきますが、IT事業者ポータルでも随時ご確認いただけます。
尚、審査中のITツールは交付申請を行うことができません。

 続けて登録

▶ 7-5 大分類IVハードウェアの入力画面イメージ

STEP 1

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について
十分理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き

手続き画面へ

STEP 2

ITツール登録 入力

0% 100%

ITツールの登録時に必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、[【ITツール登録要領】](#)と[【ITツール登録の手引き】](#)を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - ア、提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
 - イ、ITツール情報に入力された想定価格の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - ウ、内容に不明点が多く追加確認を要する。
 - エ、登録するカテゴリに誤りがある。
 差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの検索結果に表示されます。
適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただきます。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ)
情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行いません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと。また、登録後に上記が発覚した場合は事務局長の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

戻る 次へ

STEP 3

ITツール登録 入力

0% 100%

担当者/カテゴリ選択

ITツール登録担当者
種別 必須

法人（単独）/コンソーシアム幹事社
 コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください。

ITツール登録担当者
名

ITツール登録担当者
メールアドレス

ITツール登録担当者
連絡先

【コンソーシアム構成員から】を選択した場合
※幹事社画面の例

ITツール登録担当者
種別

法人（単独）/コンソーシアム幹事社
 コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください。

検索

担当構成員検索

申請番号

構成員の管理番号

法人名

番号・商号

代表者名：氏

代表者名：名

検索結果をクリア 検索

申請番号 SIT04-0 法人 01

構成員の登録リストが表示されます。ITツール
登録担当となる構成員を選択してください。

STEP 4

カテゴリ 必須

登録するカテゴリをいづれか一つを選択

大分類Ⅰ. ソフトウェア

1. ソフトウェア

大分類Ⅱ. オプション

2. 機能拡張 3. データ連携ツール

4. セキュリティ

大分類Ⅲ. 役務

5. 導入コンサルティング

6. 導入設定、マニュアル作成、導入研修

7. 保守・サポート

大分類Ⅳ. ハードウェア

9. POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機

※レジ以外の用途で、「会計・受発注・決済・EC」のいずれかの機能を含むソフトウェアと併せて導入する【カテゴリ-8 PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機】については事前の登録申請は不要です。

大分類Ⅴ. サイバーセキュリティお助けサービス

10. サイバーセキュリティお助けサービス

ITツール管理コード 必須

全角半角で入力 80文字以内

自社で管理するための任意のコードを入力してください。

ITツール名 必須

全角半角で入力 80文字以内

- 同じITツール名は利用できません。
- シリーズや複数プランの一括登録はできません。製品毎・プラン毎に分けて登録してください。
- 正式な製品名をつけてください。(NG例：補助金パック、おすすめプランforIT補助金)
- ホームページに掲載されます。
- 実納報告の際に提出される経歴とITツール名が一致しやすい名称にしてください。

レジ種類・別売付属品を選択してください

ITツール基本情報入力

レジ種類 必須

POSレジ モバイルPOSレジ 券売機

別売り付属品

キャッシュドロフ カスタマーディスプレイ

レシートプリンタ 自動的録機 カードリーダー

バーコードリーダー・QRコードリーダー Wi-Fiルータ

運搬費

- ハードウェアに用意されている別売り付属品がある場合は選択してください。なお、交付申請の際には上記で選択した別売り付属品の中から導入予定の機種を選択していただくことになります。
- 別売り付属品と同等の機能が内蔵されている場合や、POS機本体と一体提供となっている場合は選択不要です。

ハードウェアにインストールするソフトウェアのITツールNoやITツール名を入力してください。

ハードウェアに導入するソフトウェア名 必須

全角半角で入力 255文字以内

交付申請では、カテゴリ-9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を導入する場合、カテゴリ-1ソフトウェアのPOSシステムと併せて申請する必要があります。申請する本ITツールにインストールする予定のITツールNo/ITツール名を入力してください。(複数可)

STEP 5

ITツール登録入力

0% 100%

インストールするソフトウェアは、【ソフトウェア】へ分けて登録してください。
【ソフトウェア】を先に登録をした後にハードウェアを申請してください。

ITツール基本情報入力

レジ種類 必須

POSレジ モバイルPOSレジ 券売機

別売り付属品

キャッシュドロフ カスタマーディスプレイ

レシートプリンタ 自動的録機 カードリーダー

バーコードリーダー・QRコードリーダー Wi-Fiルータ

運搬費

- ハードウェアに用意されている別売り付属品がある場合は選択してください。なお、交付申請の際には上記で選択した別売り付属品の中から導入予定の機種を選択していただくことになります。
- 別売り付属品と同等の機能が内蔵されている場合や、POS機本体と一体提供となっている場合は選択不要です。

開発メーカー 必須

自社製品 他社製品

開発メーカー名

全角半角で入力 100文字以内

他社製品の場合は開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入するまじかる日数 必須

半角数字で入力 日

本ITツールを導入（契約）してから導入するまじかる日数（目安）を入力してください。

導入にかかる作業（項目）内容 必須

全角半角で入力 255文字以内

導入方法と作業内容を入力してください。
例1：技術スタッフが訪問の上設置を行います。1台あたり3時間。

販売者 氏名 必須

全角半角で入力 255文字以内

販売者 社名 必須

全角半角で入力 255文字以内

販売者 メールアドレス 必須

半角英数字で入力

販売者 連絡先TEL 必須

ハイフンなし半角数字で入力

ITツール概要（説明） 必須

全角半角で入力 1000文字以内

ITツール（ハードウェア）の概要説明を記述してください。ソフトウェアとハードウェアを一式で申請することはできません。ソフトウェアとは分け、ハードウェアのみで申請をしてください。※ホームページに掲載されます

ハードウェアに導入するソフトウェア名 必須

全角半角で入力 255文字以内

交付申請では、カテゴリ-9 POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機を導入する場合、カテゴリ-1ソフトウェアのPOSシステムと併せて申請する必要があります。申請する本ITツールにインストールする予定のITツールNo/ITツール名を入力してください。(複数可)

WEB掲載用URL 必須

http://xxxxxxxx.com

※ホームページに掲載されます

審査用説明URL

http://xxxxxxxx.com

仕様と価格について確認が取れるURLを入力してください。この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。資料例：パンフレット、写真付き仕様書、価格表

自社が顧客へ導入した会社数 必須

半角数字で入力 社

自社が顧客へ導入した会社数（実績）を入力してください（開発メーカーが販売した数ではありません）

販売を開始した日 必須

YYYY/MM/DD

本ITツールの販売を開始した日を入力してください（開発メーカーが販売を開始した日ではありません）

STEP 6

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツールの販売価格の入力

ITツールの
標準販売価格（税抜）
必須

半角数字で入力 カンマ不可 円

<ハードウェア>の標準販売価格を入力してください。
別売り付属品がある場合は、POSレジ本体価格と別売り付属品の価格を合算してください。
標準販売価格とはメーカーで定められた定価のことで、値引きなどがされていない価格のことです。税抜で入力してください。

ITツールの
最小販売価格（税抜）
必須

半角数字で入力 カンマ不可 円

販売店が顧客に販売する際の最も安価な価格を入力してください。税抜で入力してください。

価格設定の内訳
必須

全角半角で入力 255文字以内

POSレジ本体価格、別売り付属品価格を説明してください。
POSレジの例：
POSレジ機器本体 ○○円
キャッシュドロフ ○○円
カスタマーディスプレイ ○○円
レシートプリンタ ○○円

戻る

次へ

STEP 7

ITツール登録
入力

0% 100%

資料添付

添付ファイルは10MB未満の「.jpg」「.jpeg」「.png」「.pdf」形式のみ対応しています。
ITツールのプロセス（機能）と価格が確認できる資料を添付してください。
この情報は審査にのみ利用し、一般には公開されません。
資料例：機能一覧表、システム構成図、価格表

価格説明資料 **必須**

ファイル添付

その他説明資料

ファイル添付

添付漏れはありませんか？

なければ次へをクリックしてください。

戻る

次へ

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください

ITツール登録
確認

0% 100%

STEP 8 申請内容の確認

※必ずPDF形式で添付してください。
※添付し、添付先が不明な場合は必ずご確認ください。

担当姓/カナゴリ一編訳

ITツール登録担当者 法人（名称）/コンサルティング料事業社
職名

カテゴリ POSレジ、モバイルPOSレジ、販売機

ITツール機種コード testpos002

ITツール名 テストPOS002

ITツール基本情報入力

レジ種類

別売り付属品

販売メーカー

販売メーカー名

本ITツールを導入するまでにかかる日数

導入にかかるとする（税抜）の概算

販売者 氏名

販売者 姓

販売者 社名

販売者 メールアドレス

販売者 連絡先TEL

ITツール概要（説明）

ハードウェアに導入するソフトウェア名

WEB接続URL

得意先説明URL

内社が導入へ導入した会社数

販売先開始日

ITツールの販売価格の入力

ITツールの標準販売価格（税抜）

ITツールの最小販売価格（税抜）

価格設定の内訳

機能説明資料

※必ずPDF形式を添付してください。

機能説明資料.pdf

価格説明資料

※必ずPDF形式を添付してください。

価格説明資料.pdf

その他説明資料（税抜）

添付されていません。

内容にお間違えがあれば登録ボタンを押してください。

戻る 次へ

.com の内容

この内容を登録します。よろしいですか？

OK キャンセル

FINISH

ITツール登録
完了

0% 100%

ITツールの登録申請を受け付けました。

ITツールNoはTL04-0002047です。

審査が終わり次第、締切結果をご連絡させていただきますが、ITツールの内容や申請の選別委員会によっては10営業日程度のお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。
審査結果はメールでご連絡をさせていただきますが、IT事務局ポータルでも随時ご確認いただけます。
尚、審査中のITツールは交付申請を行うことができません。

続けて登録

▶ 7-6 大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービスの入力画面イメージ

STEP 1 よく読み、本制度や手続きの手順について
理解のうえ、手続きを進めてください

- ITツール登録要領
- ITツール登録の手引き
- 手続き画面へ

STEP 2

ITツール登録
入力0% 100%

ITツールの登録時必ずご確認ください。

- ITツールの登録前に、【ITツール登録要領】と【ITツール登録の手引き】を必ずお読みください。
- 以下のようなケースは差し戻しとなります。
 - 提出資料からITツールの機能情報が確認できない。
 - ITツール機能に入力された認定価格の妥当性について確認できる資料が提出されていない。
 - 内容に不明点が多く追加確認を要する。
- 登録するカテゴリに限りがある。差し戻しとなったITツールは登録情報の見直しまたは追加資料を準備いただいた上で、再申請を行ってください。
- 登録申請された内容は一部、ホームページでの発表結果に表示されます。適切かつ正確な情報を申請してください。
- ITツールの審査には10営業日程度いただいております。
- 本登録後のITツールの変更については【情報変更(申請あり)】より申請が可能です。(受付期間中のみ) 情報変更の受付が開始になりましたら別途ご案内いたします。
- 本登録後のITツールの削除は受け付けておりません。

ITツール登録に伴う要件確認・宣誓事項

すべての項目が確認できない場合は、ITツールの登録申請は行いません。

要件確認・宣誓事項

- 申請するITツールに【ITツール登録要領】で定める対象外経費を含まないこと。
- 申請するITツールの内容、機能、金額等について虚偽または過大申告を行わないこと。
- 申請するITツールの販売価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。
- 本補助金を利用することにより一部の利害関係者に不当な利益が配賦されるような不正行為を行わないこと。
- 上記、並びにITツール登録要領に定められる内容に反する登録を行わないこと、また、登録後に上記が発見した場合は事務所の指示に従うこと。

ご了承いただける場合のみ次へお進みください。

 戻る 次へ

STEP 3

ITツール登録
入力0% 100%

担当者/カテゴリ選択

- ITツール登録担当者
種別
- 法人(単独) / コンソーシアム幹事社
- コンソーシアム構成員から選択

ITツール登録担当者
名ITツール登録担当者
メールアドレスITツール登録担当者
連絡先【コンソーシアム構成員から】を選択した場合
※幹事社画面の例

ITツール登録担当者
種別

法人(単独) / コンソーシアム幹事社

コンソーシアム構成員から選択

申請するITツールに関する
問合せ先を選択してください

担当構成員検索

申請番号

構成員の管理番号

法人名

番号・符号

代表者名: 氏

代表者名: 名

申請番号	構成員名
SIT04-0	法.....01

構成員の登録リストが表示されます。ITツール
登録担当となる構成員を選択してください。

STEP 4

ITツール登録
入力

0% 100%

事業者/カテゴリ選択

ITツール登録事業者
名

株式会社A

ITツール登録事業者
メールアドレス

jmur405@example.com

ITツール登録事業者
請求先

0000000000

カテゴリ

大分類1. ソフトウェア

登録するカテゴリを
複数選択 1. ソフトウェア

大分類2. オプション

 2. 構築支援 4. サイバーセキュリティ

大分類3. 設備

 5. 導入コンサルティング 6. 導入設定、マニュアル作成、導入研修 7. 保守・サポート

大分類4. ハードウェア

 8. POSレジ、モバイルPOSレジ、事務機※上記以外の場合は、「その他(構築)・設備・IT以外の機器等のソフトウェアが併せて導入する [ソフトウェア・IC・タブレット・プリンター・スキャナー・等
内蔵) にしては業務の登録ができません。

大分類5. サイバーセキュリティお助け隊サービス

 10. サイバーセキュリティお助け隊サービス

ITツール管理コード

半角半角で入力 80文字以内

自社で管理する各々の得意のコードを入力してください。

ITツール名

半角半角で入力 80文字以内

- 既にITツール名が登録されています。
- シリーズやサブブランドの併用はできません。英語・ブランチに当てて登録してください。
- 正しい読み方を付けてください。(NG例：補助金パック、おすまじらんど補助金)
- ホームページに掲載されます。
- 業務開始の際に提供される証券とITツール名が一致しない場合は、事前ご了承ください。

戻る

次へ

STEP 5

ITツール登録
入力

0% 100%

ITツール基本情報入力

サイバーセキュリティお助け隊サービス制度



サイバーセキュリティお助け隊の登録者を入力してください。

[サイバーセキュリティお助け隊とは](#)

登録番号

半角半角で入力 (入力例: 2023-000)

開発メーカー

 会社名 会社名

開発メーカー名

半角半角で入力 100文字以内

開発メーカーの欄には開発メーカー名を入力してください。

本ITツールを導入する
でにかかると

半角半角で入力 日

開発

本ITツールを個人 (契約) してから導入するまでにかかると (開発) を入力してください。

導入にかかると (課
金) 内訳

半角半角で入力 255文字以内

開発

導入の課金内訳を入力してください。

例1: 構築スタッフの報酬の1/3をインストール作業に充てます。3/2以内より1/3増額。
例2: 発行したID、IDでの管理コスト削減効果、導入が期待される。

ITツール価格 (税別)

半角半角で入力 10000文字以内

開発

ITツールは価格を税別で入力してください。
この欄は税額を算しているが、導入によっての税引効果等を反映させることができる
ように設定してください。
オプションや40%程度の増価は税引後のソフトに付するものかを明らかに設定してください。
※ホームページに掲載されます

WEB運用URL

http://xxxxx.com

開発

ホームページに掲載されます

業務開始URL

http://xxxxx.com

開発

アクセス (検索) と検索に入付履歴が取得されるように入力してください。
この欄は検索エンジンのURLを、一般に公開されたURL。
例1例2: 検索一覧表、システム画面、検索窓貴社が顧客へ導入した
会社名

半角半角で入力 日

開発

貴社が顧客へ導入した会社名 (開発) を入力してください。開発メーカーが貴社した
業で記入してください。

業務を開始した日

YYYYMMDD

開発

本ITツールの販売を開始した日を入力してください。
(開発メーカーが販売を開始した日ではありません)

戻る

次へ

STEP 6

ITツール登録
入力0%  100%

価格の入力

価格設定（自由記載）

必須

※初期費用及び月額費用について、できるだけ詳細にご記入ください。

（記載例）

初期費用：●●円

月額費用：UTM ●●円/台、EDR ●●円/ライセンス

上記で記載した価格設定について、以下に価格・台数・ライセンス数を入力してください。

初期費用 必須

上限価格（税抜）

 半角数字で入力 カンマ不可 円

初期費用の上限価格を入力してください。税抜で入力してください。
※初期費用が無料の場合には、0をご入力ください。

月額費用 必須

以下のいずれかの入力が必要となります。

- ・ ネットワーク一括監視型サービス（UTM等）の場合は単位あたりの月額費用
- ・ 端末監視型サービス（EDR等）の場合は単位あたりの月額費用
- ・ ネットワーク一括監視・端末監視併用型の場合は月額費用

（なお、ご入力いただいた月額費用については、IPAが策定する「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」における価格要件との照合を行います。）

以下の3つのサービスのいずれか1つ以上に価格を入力してください。

ネットワーク一括監視型
サービス（UTM等）
単位あたりの月額費用
上限価格（税抜）

 半角数字で入力 カンマ不可 円/台

UTM 1台あたりの価格等をご入力ください。税抜で入力してください。
なお、登録をしない場合、入力は不要です。

端末監視型サービス
（EDR等）
単位あたりの月額費用
上限価格（税抜）

 半角数字で入力 カンマ不可 円/Lic

EDR 1ライセンスあたりの価格等をご入力ください。税抜で入力してください。
なお、登録をしない場合、入力は不要です。

ネットワーク一括監視・端末監視併用型の月額費用

パッケージ提供価格の代表的な例を1～3つご入力ください。なお、登録をしない場合、入力は不要です。

パッケージ	価格（円 税抜）	機器の内訳	
		ネットワーク一括監視型（台）	端末監視型（Lic）
1	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可
2	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可
3	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可	<input type="text"/> 半角数字で入力 カンマ不可

例：UTM 1台、EDR 5ライセンスのパッケージを12,000円（税抜）で販売している場合、
価格（円 税抜）：12,000円（機器の内訳：ネットワーク一括監視型1台、端末監視型5ライセンス）

◀ 戻る

▶ 次へ

※価格の入力については、[価格の申告](#)をご覧ください



8. 別表

1. 業種・プロセス一覧
2. お問い合わせ先



8. 別表

▶ 8-1 業種・プロセス一覧

業種共通業務プロセス (No.0)

No	業種	日本産業分類コードでの代表例	Pコード	プロセス名	機能例と注意点
0	共通	共通	共P-01	①顧客対応・販売支援	<p>MA：トラッキング機能（潜在顧客属性情報・行動履歴収集・分析）、リード管理（潜在顧客育成・潜在顧客選別）</p> <p>注意点：AIトラッキング機能、AI顧客分析、消費者行動解析、フィールドトラッキングなどの、カメラ等から得た情報から人の目線や性別・年齢などの情報を収集し（アイトラッキング・フィールドトラッキング）そのデータをマーケティングに利用するというものも対象となる。ただし、あくまでソフトウェアのみが対象であり、ハードウェア部分は対象外。</p> <p>ソフトウェアとハードウェアが一体となっており、切り分けが困難な場合も対象外。</p>
					<p>SFA：見込客情報・案件情報・商談進捗・営業販促活動・営業管理等実績管理一連のプロセスをシームレスにつなぎ、営業活動と関連業務を可視化することで営業力を強化するもの</p> <p>注意点：営業活動の状況が把握でき、企業全体の営業力強化につなげることを目的としたITツールが対象であり、単なる営業活動の情報を保有・表示するだけの機能では対象外。</p>
					<p>CRM：顧客購買履歴・対応履歴全社共有・顧客分析・販促・アフターケア機能</p> <p>注意点：マーケティング活動のために顧客情報を利用し顧客を醸成・育成（リードナーチャリング）することを目的としたITツールが対象であり、単なる顧客情報を保有・表示するだけの機能では対象外。</p>
					<p>予約受付台帳</p> <p>注意点：顧客側が利用・予約を行う画面や機能は該当せず、店舗側で予約を管理する機能が対象。ただし顧客側・店舗側で利用する機能の切り分けができない場合には顧客側機能も対象。</p> <p>顧客側画面を新規制作する費用はスクラッチ開発に該当する為対象外。</p>
					<p>無人受付、無人チェックイン</p> <p>注意点：企業の受付に設置される受付システム、サービス業で使われる無人チェックイン、医療業その他で使われる順番券機などが該当するが、あくまでソフトウェアのみが対象であり、ハードウェア部分は対象外。</p> <p>ソフトウェアとハードウェアが一体となっており、切り分けが困難な場合も対象外。</p>
0	共通	共通	共P-02	②決済・債権債務・資金回収	<p>決済（POSレジ、券売機システム、ECサイト用カート、多通貨対応）</p>
					<p>発注・仕入管理、買掛・支払管理</p>
					<p>受注・売上請求管理、売掛・回収管理</p>
					<p>電子記録債権・手形管理</p>
					<p>採算管理（売上分析、粗利管理）</p>
0	共通	共通	共P-03	③供給・在庫・物流	<p>取引条件管理（取引先、納入条件）</p>
					<p>ロケーション管理、入出庫管理、実地棚卸管理、検品受入</p>
					<p>在庫分析、在庫基準</p>
					<p>納品管理（納品先、納品期限、納品商品、配送状況確認等）</p>
					<p>配送業者管理、配送計画、納品手続処理</p>
0	共通	共通	共P-04	④会計・財務・経営	<p>予算統制、資金繰り計画、CMS（キャッシュ・マネジメント）</p>
					<p>仕訳、各種出納帳、総勘定元帳、残高試算表、財務三表（B/S,P/L,C/F）</p>
					<p>固定資産台帳・減価償却計算</p>
					<p>経費精算</p> <p>注意点：仕訳機能や会計ソフトへの連携機能がなく経費費目と金額を入力・表示するだけのものは対象外。</p>
					<p>法定調書・税務申告書作成</p> <p>管理会計、経営分析</p>
0	共通	共通	共P-05	⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス	<p>出退勤申請・管理</p>
					<p>シフト作成（シフト希望収集・計画作成）、36協定、長時間労働等（レギュレーション対応）</p>
					<p>給与計算、有給計算・管理、社会保険計算、年末調整計算</p>
					<p>人事基本台帳、人事評価</p>
					<p>採用（採用応募者管理、面接スケジュール管理）・処遇・異動・退職手続、労働契約管理</p> <p>ストレスリスクの自動検知、ストレス診断・アンケート、ストレス要因可視化、改善計画策定、福利厚生管理</p> <p>社内向け研修ツール（階級別研修・セキュリティ研修・技術研修・eラーニング作成・配信機能）</p> <p>電子契約、リーガルチェック、BCP支援、ISO管理</p> <p>社内資産管理（器具、備品、ファシリティ、IT資産、MDM、機器管理、知財管理等）</p>

業種特化型業務プロセス (No.1~8)

No	業種	日本産業分類コード での代表例	Pコード	プロセス名	該当する機能例
1	農業・林業・ 漁業	A農業, 林業 B漁業	農P-06	⑥業種固有プロセス	生産管理 (生産、出荷、生育管理)、自動データ収集、天候・生育環境記録等 作業管理 (遠隔操作、日報、作業実績、資源量、履歴、集荷、仕分け、出荷管理等) 飼育管理 (血統、生育状況、繁殖、行動履歴、体調管理、治療等) 設備管理 (農耕機械、農業設備、漁船、運搬機器、機材器具) 資産管理 (農地、放牧地、養殖場、植生情報、保守履歴)
2	建設・ 土木業	D建設業 06総合工事業、61一般土木建築工事業 62建築工事業、63舗装工事業 65建築リフォーム工事業 07職別工事業、71大工工事業 72とび・土工・コンクリート工事業 75左官工事業、77塗装工事業 08設備工事業、81電気工事業 7421建築設計業、7422測量業 7429その他の土木建築サービス業	建P-06	⑥業種固有プロセス	点群データ解析 (測量、地盤解析)、構造、写真測量 点群データ処理 (3Dモデル作成、オルソ画像作成、ドローンマッピング) CAD (設計、プレゼン支援、シミュレーション) 積算、拾い出し、見積 出来形管理、総括表、電子小黒板 図面管理 (共有、変更管理、ファイリング) 工程管理 (工程表)、品質管理、写真管理、工事台帳 施工管理 (工事案件・契約、日報管理、原価管理・実行予算管理、作業員・資材手配、安全管理) 安全衛生管理 (作業手順作成・管理、巡視記録、健康チェック、グリーンファイル作成・管理、リスク評価・ヒヤリハット、教育) BIM/CIM対応 省工性能 (分析・評価)、建築確認申請書等法令提出、電子納品対応
3	製造業	E製造業 09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業 11繊維工業、12木材・木製品製造業 13家具・装備品製造業、14/パルプ・紙・紙加工品製造業 15印刷・同梱運業、16化学工業 17石油製品・石炭製品製造業、18プラスチック製品製造業 19ゴム製品製造業、2184石工品製造業 743機械設計業、8361歯科技工所	製P-06	⑥業種固有プロセス	品質管理 (品質検証「部品・完成品」、品質改善「生産プロセス」、トレーサビリティ、外注先評価) 製造工程管理 (製造指示、指示書、納期管理、ロット管理) 製造管理 (作業進捗、作業日報、安全管理、MES) 製造設備管理 (稼働状況、設備保全) 生産管理 (生産計画立案、工程計画、資材所要量計算) CAD、CAM、CAE 部品表 (BOM)・配合表 (食品加工)、コスト計算、原価計算 CO2排出量管理 食品表示 (品質保持期間、栄養成分表示、アレルギー表示等) プリプレッスツール:組版、デザインツール、工程管理・品質管理
4	情報 サービス業	G情報通信業 39情報サービス業 40インターネット附随サービス業 41映像・音声・文字情報制作業	情P-06	⑥業種固有プロセス	案件・契約・予算管理 工程・進捗管理・プロジェクト管理 (計画、スケジュール、ToDo、ガントチャート・進捗管理、作業日報、報告書) 工数管理 (要員、アサイン、工数、原価管理) 制作ツール (業務用デザインツール、動画制作ツール、コーディングツール、アプリ開発支援、システム設計管理・品質管理) マーケットプレイスシステムやビジネスマッチングプラットフォーム等 注意点: サービスを利用する側ではなく、サービス提供の場を構築するための完成品システムが対象。追加開発が必要となる部分は対象外。
5	運輸業	H運輸業, 郵便業 43道路旅客運送業 44道路貨物運送業 47倉庫業 48運輸に附帯するサービス業	運P-06	⑥業種固有プロセス	運行管理 (運行計画、運転基準図、運行経路、位置情報、運転日報、走行履歴、運行指示書) 人員管理 (乗務員台帳、乗務割り、健康状態、業務日報) 配車・備車管理 (配車計画・配車状況、備車手配) 車両管理 (車両台帳、点検、整備、修理、事故履歴、リース残高)
6	卸売業	50各種商品卸売業 51繊維・衣服等卸売業 52飲食品卸売業 54機械器具卸売業 55その他の卸売業	卸P-06	⑥業種固有プロセス	MD支援 (売れ筋商品分析、棚割管理、販促予測・商品タグツール) 貿易管理 (貿易書類作成、コレポン、輸送・通関手配) 品質管理 (保管期限、保管状態管理等) 受託管理 催事管理、キャンペーン管理 トレーサビリティ管理 FC・代理店・販売店管理 (本部機能/支店運営・売上状況、支店機能/本部報告機能、バックマージン (レポート管理))、リスクアセスメント
7	小売業	33電気業、34ガス業 35熱供給業、37通信業 56各種商品小売業、57繊維・衣服・身の回り品小売業 58飲食品小売業、59機械器具小売業 60その他の小売業、61無店舗小売業 611通信販売・訪問販売小売業 電気・ガス・熱供給・水道業は上記に分類されない業種で整理 自動車販売・整備業はその他サービス業で整理	小P-06	⑥業種固有プロセス	MD支援 (売れ筋商品分析、棚割管理、販促予測・商品タグツール・販促品作成管理) 賞味期限管理、検品・破棄管理、リスクアセスメント 品質管理 標準商品規格書 (作成、依頼・回収) クレジット・ローンシミュレーション FC・代理店・販売店管理 (本部機能/支店運営・売上状況、支店機能/本部報告機能)、リスクアセスメント
8	保険・金融業	J金融業, 保険業 62銀行業 67保険業	金P-06	⑥業種固有プロセス	契約管理 (契約情報、契約書作成、満期管理、貸付台帳管理)、証券管理 保険調査 (損害・特殊)管理、査定積算 リスク診断、現状分析 (ポートフォリオ・保険・財務)、効果シミュレーション等 報告書管理 金融商品管理 (商品比較、販促ガイド) 投資家管理、投資案件・資金・収支報告管理 複数店舗対応、FC・代理店・販売店管理

業種特化型業務プロセス (No.9~16)

No	業種	日本産業分類コード での代表例	Pコード	プロセス名	該当する機能例
9	不動産業	68不動産取引業 69不動産賃貸業・管理業	不P-06	⑥業種固有プロセス	査定、査定額管理、物件査定、収支シミュレーション 不動産WEB接客（WEB・リモート内覧、IT重説） 契約管理（売買管理、賃貸管理、管理委託、業務委託）、重要事項説明 建物管理（日常・定期清掃、給排水設備、照明器具、エレベーター、消防設備 等共用部分の設備の保守点検）、長期修繕計画の策定、修繕工事の実施 オーナー管理（収支報告、入居状況報告、修繕点検、原状回復、保証・保険、 施工会社、運用状況、ポートフォリオ）、テナント管理 土地・物件情報管理（物件情報、間取り・チラシ・動画・映像作成、マップ運 動、ポータル運動）
10	物品賃貸業	70物品賃貸業 7011総合リース業 704自動車賃貸業	賃P-06	⑥業種固有プロセス	契約管理（与信・リース・割賦・支払委託） 貸出・返却管理（予約・受付・返却・稼働状況） メンテナンス管理（計画・履歴、修理・整備・検査） 保険・事故管理
11	専門・技術 サービス業	L学術研究、専門・技術サービス業 721法律事務所、特許事務所 722公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調 査士事務所 723行政書士事務所、724公認会計士事務所、 税理士事務所 725社会保険労務士事務所、726デザイン業 728経営コンサルタント業、7292翻訳業 7293通訳業、通訳案内業、7294不動産鑑定業 73広告業、741獣医療業	専P-06	⑥業種固有プロセス	案件・契約管理、実行予算管理 工程管理、進捗管理、調査 業務報告書作成 登記書類作成・管理 獣医向けカルテ・ワクチン接種管理 獣医向け診断画像管理 専用開発ツール（2D、3Dデザインツール等）
12	宿泊業	75宿泊業	宿P-06	⑥業種固有プロセス	サイトコントローラー チェックイン管理（鍵・本人確認・パスポート情報取得等） ルームインジケータ（部屋割り・在室確認・清掃管理） 施設管理（宴会場、入浴施設等） 客室備品管理（貸出し管理） 客室向けインフォメーションシステム（単なるコンテンツ配信のみは対象外、 コンテンツ利用料含まず） 調理・献立管理（メニュー／顧客の嗜好・アレルギー）／食材管理（発注・仕 入・在庫）
13	飲食業	76飲食店 77持ち帰り・配達飲食サービス業	飲P-06	⑥業種固有プロセス	テーブル管理（注文履歴、配席・配膳状況、来店履歴、客層） 飲食店舗向けレシビ・メニュー管理（調理工程）、食材棚卸・店間移動・廃棄 管理 複数店舗対応、FC管理 セルフオーダーシステム、オーダーエントリーシステム 店舗改善業務管理（従業員満足度、顧客満足度、QSCチェック）
14	生活関連 サービス業	N生活関連サービス業、娯楽業 78洗濯・理容・美容・浴場業 796冠婚葬祭業、791旅行業 80娯楽業、8043ゴルフ場 8044ゴルフ練習場 8048フィットネスクラブ	生P-06	⑥業種固有プロセス	カルテ管理、日程表、工程表、プラン作成 施設管理（利用状況、混雑状況、風呂温度、入浴者数、電力量、自動監視、炭 素排出量等）、設備管理（メンテナンス）、施設備品管理（貸出し管理） 冠婚葬祭用デザインツール ゴルフ場マスター室管理（コース、カート、運行状況、HDCPスコアシステム 、マージナル機能、ラウンド管理） 複数店舗対応、FC管理
15	教育・ 学習支援業	O教育、学習支援業 81学校教育 82その他の教育、学習支援業	教P-06	⑥業種固有プロセス	生徒管理（基本情報、学習・受講進捗管理、学習時間分析、達成率分析、学習 計画策定、学習利用率、動画視聴状況、面談記録） 教室管理（教室割当・残席）、施設・設備管理 教材・スケジュール作成、教材・備品管理、テスト・検定（問題作成支援・管 理） 映像教育、教育コンテンツ、ドリル教材 注意：コンテンツ利用料を補助事業者が顧客に請求する場合は対象外。 共同学習、画面共有・モニタリング、一斉画面コントロール 保護者コミュニケーション（登下校・連絡）、登下校時防犯対策、見守りシス テム 校務支援（月謝管理、講師管理、運営管理） 複数店舗・FC・代理店管理
16	医療業	83医療業 84保健衛生 6032医薬品小売業 6033調剤薬局 (8361歯科理工工所は製造業として整 理)	医P-06	⑥業種固有プロセス	電子薬歴 訪問診療・訪問薬剤管理（計画書・スケジュール・報告書作成、記録） 診療管理（症状・処置・処方・経過・カルテ記録等） 医療デジタル画像管理・閲覧・3Dデータ生成 オンライン診療システム 入院情報管理（病棟・病床管理）、NST支援（食事・栄養管理） 対象者状態管理（顔認証画像解析、入室管理、センサーによる睡眠、脈拍、 呼吸等の健康状態管理）、見守りシステム ME機器管理 生体検査等管理（生体検査、健康診断等） 看護必要度分析、病院経営分析（DPCデータ分析）等

(※) 医療分野のデータ標準化に向けた取組みが進められていることを踏まえ、厚生労働省標準規格に基づいたデータの共有や二次利用を円滑に行うことが可能なものである必要がある。

業種特化型業務プロセス (No.17~20)

No	業種	日本産業分類コード での代表例	Pコード	プロセス名	該当する機能例
17	介護業	85社会保険・社会福祉・介護事業	介P-06	⑥業種固有プロセス	ケアプラン作成管理 サービス計画書策定・機能訓練計画策定管理、サービス担当者会議記録管理 給食・栄養ケア計画・管理(調理、献立、栄養、衛生) 介護記録管理(服薬管理等)、診療管理(計画書、記録、報告書作成、スケジュール) 施設管理(居室・ベット・施設・車両(配車計画含む)・備品利用に関連する管理) 対象者状態管理(顔認証画像解析、入退室管理、センサーによる睡眠、脈拍、呼吸等の健康状態管理)、安否確認、見守りシステム、リハビリ・身体機能維持運動管理
18	保育業	853児童福祉事業 8531保育所 8539その他の児童福祉事業	保P-06	⑥業種固有プロセス	保育教育計画策定管理 イベント企画、予定管理(遠足/運動会/消防訓練/予防接種他) 食育計画策定(献立・栄養備・アレルギー管理) 保育記録・管理(出欠、体調、保護者予定) 登降園管理、送迎バス位置情報連絡 連絡帳(園児・保護者間コミュニケーション) 園児状態管理(センサー・カメラ等による睡眠、呼吸、入退室等の状態管理)、見守りシステム
19	その他 サービス業	Rサービス業(他に分類されないもの) 88廃棄物処理業、89自動車整備業 90機械等修理業 91職業紹介・労働者派遣業 9221ビルメンテナンス業 923警備業、9294コールセンター業	そP-06	⑥業種固有プロセス	契約管理 作業進捗管理、点検、整備、修理、钣金作業管理 メンテナンス計画、履歴、稼働状況 行政報告書管理、許可証・証明書管理、契約書電子発行、マニフェスト管理 コール対応記録、オペレーターモニタリング機能 浄化槽清掃・管理 人材マッチング機能 注意点：システム利用料以外にDB提供や役員サービス等をWEB上で複合的に提供される、いわゆるマッチングサービスの利用料はパッケージソフトウェアに該当しないため対象外。
20	上記に分類 されない業種	C鉱業、採石業、砂利採取業 F電気・ガス・熱供給・水道業 Q複合サービス事業 605燃料小売業	上P-06	⑥業種固有プロセス	契約管理(リース・割賦・支払委託、保険、事故) 工程管理・スケジュール管理 点検管理(ガス管等貸与設備) 供給量管理(ガスボンベ、灯油タンク等) 施設・設備管理、インフラ整備

汎用プロセス(No.21)

No	業種	日本産業分類コード での代表例	Pコード	プロセス名	機能例と注意点
21	共通	共通	汎P-07	⑦汎用・自動化・分析 ツール (業種・業務が限定されな いが生産性向上への寄与が 認められる業務プロセスに 付随しない専用のソフト ウェア)	文書作成ワープロソフト、表計算ソフト、簡易データベースソフト、プレゼンテーションツール、メールソフト 文書証憑管理ソフト、OCR、PDF、ペーパーレス化ツール ワークフロー、グループウェア、コラボレーションツール、社内SNS、社内チャットツール CTI、PBX、IVR 注意点：あくまでソフトウェアのみが対象であり、ハードウェア部分は対象外。 WEB会議システム、リモートデスクトップ、シンクライアント ビジネスアプリ作成ツール 注意点：アプリ構築費用は対象外。 同時編集機能等が付加されたオンラインストレージサービス 注意点：単なるストレージは機能拡張のカテゴリーで申請すること。 RPA、チャットボットシステム 注意点：シナリオ作成費は導入設定として申請すること。 BI、分析・解析専門ツール 注意点：特定の業種向けに特化して開発されたツールは各業種のP-06で申請すること。

▶ 8-2 お問い合わせ先

お問合せは下記連絡先までお願いいたします。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター



0570-666-424

(通話料がかかります)

IP電話等からの
お問い合わせ先

042-303-9749

受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。(通話料がかかります)

【改定履歴】

2023年3月6日	新規作成
2023年4月27日	P10, 19, 20, 21, 44, 49 商流一括インボイス対応類型の新設に伴い追加
2023年5月19日	P19, 21 商流一括インボイス対応類型の要件5. を追加
2023年7月3日	P44 情報変更申請のスケジュールと項目について更新